

第 71 回定時総代会議案書

〔 2018 年 7 月 3 日（火曜日）午前 10 時 00 分から
経 団 連 会 館 に お い て 開 催 〕

報告事項

1. 2017 年度事業報告、貸借対照表、損益計算書および基金等変動計算書の内容
報告の件1 頁
2. 相互会社制度運営報告の件40 頁

決議事項

第 1 号議案

2017 年度剰余金処分案承認の件42 頁

第 2 号議案

社員配当金割当ての件43 頁

第 3 号議案

評議員 11 名選任の件57 頁

第 4 号議案

取締役 11 名選任の件58 頁

第 5 号議案

監査役 2 名選任の件68 頁

朝日生命保険相互会社

報告事項 1 2017 年度事業報告、貸借対照表、損益計算書および基金等変動計算書の内容報告の件

I. 2017 年 度 事 業 報 告 書

〔 2017 年 4 月 1 日から
2018 年 3 月 31 日まで 〕

1. 保険会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

① 経営環境

2017 年度の日本経済は、日本銀行の金融緩和政策の継続や雇用・所得環境の改善等により、緩やかな回復基調が続きました。

海外経済については、米国や欧州経済が堅調に推移し、中国をはじめとする新興国経済についても持ち直しの動きが見られたことから、全体として緩やかな成長が続きました。

上記のような経済情勢のもと、相場環境は以下のとおりとなりました。

長期金利は、日本銀行による長短金利操作付き量的・質的金融緩和政策の継続により、0%前後の水準で推移しました。

ドル円相場は、米国の通商政策に対する懸念等から、年明け以降円高が進行し、前年度末の 112 円台から年度末は 106 円台となりました。

国内株式相場は、企業業績の増益基調を背景に総じて堅調に推移し、前年度末の 18,909 円から年度末は 21,454 円となりました。

こうしたなか、生命保険業界においては、標準生命表^(注1)が 2018 年 4 月に改訂されることとなり、各社において保険料率を見直す動きがありました。

(注 1) 保険会社が支払能力確保や健全性維持のために積み立てる標準責任準備金を計算する際に用いる予定死亡率表

② 事業の経過

当社においては、中期経営計画「SHINKA（新化・進化・真価）～未来に挑む～」(2015～2017 年度)で掲げる企業ビジョン「一人ひとりの“生きる”を支える～『お客様大好き』企業。朝日生命～」の実現に向けて、以下の 3 大改革テーマに取り組みました。

【テーマ 1 お客様の多様なニーズにお応えするためのビジネスモデルの“進化”】

〔営業職員チャネルの取組み〕

(商品面)

商品面では、「シニア」「女性」「企業経営者」の 3 つを戦略マーケットと位置づけ、お客様志

向の追求によるマーケットニーズの把握と、きめ細かなマーケティングを通じた商品の開発、販売に取り組みました。

具体的には、「シニア」のお客様向けには、特に介護負担の大きい認知症に特化した「あんしん介護 認知症保険」の販売を推進しました。

「女性」のお客様向けには、女性専用のユニット型保険^(注2)「やさしさプラス」の販売を推進し、2016年10月の発売以来、「やさしさプラス」の合計販売件数は15万件を突破しました。

「企業経営者」のお客様向けには、災害を原因とする死亡を重点的に保障する「グランドステージ（災害死亡重点保障型定期保険）」を2018年3月に発売しました。

また、お客様の多様なニーズにお応えできるよう、働けなくなった際の収入減少をカバーする「収入サポート保険」を2017年4月に発売しました。さらに、平均入院日数が短期化し、通院による治療が増えている状況を踏まえ、退院後の通院や外来による手術を保障する「通院保障特約」を2018年4月から発売することとしました。

（注2）死亡保障・医療保障等を提供する様々な商品を自在に組み合わせることができる保険

（お客様サービス面）

お客様サービス面では、保険金等を円滑にお受け取りいただくため、診断書の取得を当社が代行するサービス^(注3)を引き続き提供するとともに、先進医療特約にご加入のお客様が、医療費が高額となる陽子線および重粒子線による治療を受けられた際に、先進医療給付金を医療機関に直接お支払いするサービスを2017年7月に開始しました。

また、より簡便で迅速にお客様にお手続きいただくため、営業職員が携帯するタブレット端末の画面上において、保険のご提案とお申込み手続きを完結できるシステムを2018年1月に導入しました。

さらに、給付金をより迅速にお支払いするため、AI（人工知能）を活用した支払査定システムを、同月に稼働しました。

また、営業職員がご契約者を訪問し、ご契約内容等の確認をいただく「安心お届けサービス」を継続して実施しました。具体的には、個人のお客様には「保険王レポート」「ご契約レポート」、企業のお客様には「事業保険レポート」をお届けする活動を行うとともに、災害時にご家族を通じてお客様の安否を確認するため、緊急時の連絡先等を登録いただく活動を行いました。

さらに、ご契約内容をご家族に理解していただき、給付金等の円滑なお支払いにつなげる「ご契約内容ご家族説明制度」のご案内活動を引き続き実施しました。

（注3）要介護または身体障害1～3級と認定されたお客様が対象

〔代理店チャネルの取組み〕

営業職員チャネルに加え、お客様への最適なアクセスを実現するため、マルチチャネル体制の構築に取り組みました。

個人のお客様向け代理店チャネルでは、テレマーケティング^(注4)や保険ショップ販売等を引き続き推進しました。

商品面では、代理店チャネル専用の保険商品ブランドである「スマイルシリーズ」の販売を推進しました。また、7つの生活習慣病に対する一時金保障をより手厚くするとともに、ニー

ズに応じ「がん」を除く6大疾病による一時金の保障額を選択できる「スマイルセブンスーパー」を2018年4月から発売することとしました。さらに、退院後に通院したときに一時金をお受け取りいただける「通院一時金特約」を同月から発売することとしました。

上記の取組みの結果、2017年度のテレマーケティングや保険ショップ販売等の個人マーケット向け代理店チャネルの年換算保険料ベースの新契約業績は、前年度比109.8%、全ての保障商品^(注5)の新契約年換算保険料に占める割合は14.0%（対前年度差+1.1ポイント）となりました。

また、法人のお客様向け代理店チャネルでは、税理士代理店等を通じた「プライムステージ（介護保障定期保険）^(注6)」の販売を推進し、3月からは、「プライムステージ」に加えて、「グランドステージ（災害死亡重点保障型定期保険）」の販売を推進しました。

（注4）電話により加入手続きを原則完結することのできる保険販売

（注5）貯蓄性商品を除く、死亡保障と医療保障・介護保障等の第三分野の合計

（注6）企業経営者が要介護状態になった際に一時金をお受け取りいただける介護保険

このような営業職員チャネルおよび代理店チャネルの取組みの結果、保障性商品の保有契約（年換算保険料）が順調に増加するとともに、企業ビジョン実現に向けた最上位指標の一つである個人と企業のお客様数がいずれも増加しました。

【テーマ2 「お客様大好き」企業を体現する組織・働き方の“進化”】

【お客様満足の上昇に関する取組み】

「お客様のために」を最優先とする行動を実践するため、「お客様本位の業務運営に関する基本方針」を5月に公表するとともに、本方針で掲げる「お客様の声を経営に活かす取組み」として、「お客様満足・現場力向上委員会」の下に、「お客様の声部会」を設置しました。当部会では、消費者問題の有識者を社外委員に加え、ご契約者懇談会やアンケート等を通じて寄せられた「お客様の声」と、お客様に接する職員の「現場の声」を集約するとともに、更なるサービス向上策を検討し、実施しています。また、お客様本位の業務運営について、取組状況を定量的に把握する指標（KPI）を設定し、実践していくこととしました。

こうした取組みを通じて、7月に実施したお客様満足度調査においては、「総合満足度（お客様満足度）^(注7)」が過去最高となる73.3%となりました。

また、シニアのお客様に向けた取組みとして認知症サポーター^(注8)の養成を推進したことにより、9月に、1万5,000人を超える全役職員^(注9)が認知症サポーターに認定されました。

（注7）総合的な満足度に関する質問項目について、7段階評価のうち、「大変満足」「満足」「どちらかといえば満足」とご回答いただいたお客様の割合

（注8）認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域において認知症の人やその家族を手助けするための資格

（注9）休職等を除き、2017年3月末に在籍した役職員が対象

【ワーク・ライフ・バランスや多様な人材の活躍推進に関する取組み】

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けては、「働き方改革プロジェクト」を6月に開始し、

業務の効率化・削減を行うとともに、休暇取得の促進や、長時間労働を抑制するための取り組みを推進しました。

また、女性の能力発揮を推進する「朝日生命ポジティブ・アクション」については、女性リーダー候補者が将来のキャリア像をより具体的に描くことができるように、社外講師による講演やパネルディスカッション等を行う「キャリアサポートフォーラム」を6月に開催するなど、女性のキャリア支援に取り組みました。このような取り組みにより、2018年度始の女性リーダー比率^(注10)は、22%（276名）となり、前年度始に比べ2ポイント（+20名）上昇しました。

加えて、若手職員が中心となるプロジェクト・チームを分野毎に立ち上げ、活躍機会を拡大するとともに、問題解決能力の向上を図りました。さらに、グローバル人材の採用や育児休職制度の見直し等を行い、多様な人材の活躍推進を図りました。

（注10）内務職員のライン職等、部下を持つ職位以上の者またはそれと同等の職位にある者における女性の割合を指し、当社は2020年度末までに同比率を30%程度に引き上げる数値目標を設定しています。

【テーマ3 お客様を一生涯支えるための財務体力の“進化”】

【資産運用面】

当社は、生命保険契約の負債特性を踏まえ、国内公社債・貸付金等の円金利資産を中心とした資産ポートフォリオを構築していますが、2017年度は、国内金利が引き続き低位で推移したことから、円建公社債の新規の買入を抑制する一方、為替リスクを抑制しつつ、相対的に利回りの高い外貨建債券等の買入やオルタナティブ投資^(注11)を行い、収益の確保に努めました。

また、「日本版スチュワードシップ・コード」にもとづき、株式投資先企業との対話や適切な議決権行使を通じて、企業価値の向上や持続的な成長を促すことにより、お客様からお預かりしている資産の運用効率の向上に努めています。さらに、本コードが5月に改訂されたことを踏まえ、社外の専門家を委員に含めた「スチュワードシップ活動推進委員会」を新たに設置し、保有する株式の議決権行使について利益相反管理の観点から検証を行うなど、ガバナンス体制の強化と透明性の確保を図っています。

（注11）伝統的な運用資産である株式や債券の代替投資とされるインフラファンド、不動産投資信託（リート）およびヘッジファンド等を活用した投資手法

【リスク管理面】

収益性および健全性の向上に向けて、当社に内在するすべてのリスクを統合的に捉え、定性・定量の両面から事業全体で管理するERM^(注12)（統合的リスク管理）態勢の強化ならびに経営戦略と一体となったORSA^(注13)（リスクとソルベンシーの自己評価）等に取り組んでいます。

併せて、保険の引受け、資産運用、システム等、各リスクカテゴリーの特性に応じた個別のリスク管理態勢の強化にも取り組みました。とりわけ、日々、複雑化・巧妙化するサイバー攻撃に対応するため、子会社を含めたサイバーセキュリティ管理態勢の強化に継続的に努めています。

（注12）Enterprise Risk Management.

(注 13) Own Risk and Solvency Assessment. 保険会社自らが現在および将来のリスクと資本等を比較して資本等の十分性評価を行うとともに、経営戦略とリスク管理の妥当性を総合的に検証するプロセス

【その他の主な取組み】

【コーポレートガバナンスに関する取組み】

当社は、コーポレートガバナンスの透明性・公正性を表明することを目的として、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、組織機構および運営方針を定めた「コーポレートガバナンス基本方針」ならびに「コーポレートガバナンスに関する報告書」を作成し、公表しています。

また、取締役および執行役員の選任、解任および報酬決定に係る取締役会の機能の独立性・客観性を確保するとともに、お客様等に対する説明責任を強化することを目的に、「指名・報酬委員会」を設置しています。

さらに、取締役会の実効性向上を図るため、全ての取締役および監査役にアンケート調査を実施すること等により、現状分析および評価を行っています。

【CSRの推進に向けた取組み】

当社は、1960年に朝日生命成人病研究所を設立して以来、同研究所における生活習慣病の研究や高水準の診療の提供を通じて社会福祉に貢献しています。

また、1963年より日本ユネスコ協会連盟の維持会員としてその活動を支援するとともに、朝日生命ユネスコクラブを通じて、発展途上国の子どもたちの教育支援を続けています。2017年度は、チャリティーバザーやチャリティーコンサート等を開催するとともに、「やさしさプラス」にご加入いただいたお客様数に応じて日本ユネスコ協会連盟に寄付する取組みを行いました。

さらに、1974年に設立した「朝日生命体操クラブ」では、併設する「朝日生命体操教室」において、お子様や女性を対象とした体操教室を開催するなど、体操の普及を通じた地域の子どもの健全な育成に取り組んでいます。

加えて、2009年度より推進しているピンクリボン運動については、全国の支社の街頭等において、乳がん検査の受診を呼びかける「ピンクリボン街頭キャンペーン」を実施するなどの活動を10月に行うとともに、各自治体が実施する乳がん検診の情報をお客様にお届けする「乳がん検診お知らせ活動」を行いました。

また、電力・水道・ガソリンの使用量の削減等の取組みを通じて「朝日生命エコプロジェクト」を推進した結果、2017年度のエネルギー使用量を2.5%以上（2013年度比）削減し、当社が設定した「環境数値目標^(注 14)」を達成いたしました。

(注 14) 2017年度のエネルギー使用量を2013年度に比べて2%削減する数値目標

③ 事業の成果

2017年度の事業の成果は、以下のとおりとなりました。

＜契約概況＞

個人保険・個人年金保険について、年換算保険料の合計では、新契約（転換純増含む）が 320

億円（対前年度比 94.1%）となり、解約・失効が 194 億円（同 102.1%）となったこと等から、年度末保有契約は 5,324 億円（同 99.3%）となりました。また、第三分野においては、新契約（転換純増含む）が 215 億円（同 80.8%）となり、解約・失効が 100 億円（同 105.8%）となったこと等から、年度末保有契約は 2,063 億円（同 104.3%）となりました。

[年換算保険料ベースの業績]

		2017 年度	前 年 度 比	2016 年度
個人保険・ 個人年金保険	新 契 約	320 億円	94.1%	341 億円
	減 少 契 約	355 億円	95.8%	371 億円
	うち解約・失効	194 億円	102.1%	190 億円
	年 度 末 保 有 契 約	5,324 億円	99.3%	5,359 億円
	うち第三分野			
	新 契 約	215 億円	80.8%	266 億円
	減 少 契 約	131 億円	105.2%	124 億円
	うち解約・失効	100 億円	105.8%	94 億円
	年 度 末 保 有 契 約	2,063 億円	104.3%	1,978 億円

注 1. 年換算保険料とは、保険料の支払方法に応じ、年払は 1 倍、半年払は 2 倍、月払は 12 倍、一時払は保険期間で除すなどにより、1 年あたりの保険料に換算した金額です。

2. 第三分野では、医療・介護等を保障する主契約および特約を計上しています。

なお、保障性商品（代理店チャネルにおいて販売している無配当団体医療等を含む）については、新契約（転換純増含む）が 317 億円（対前年度比 101.0%）となり、解約・失効が 159 億円（同 100.4%）となったこと等から、年度末保有契約は 3,212 億円（同 103.2%）となりました。

[年換算保険料ベースの業績]

		2017 年度	前 年 度 比	2016 年度
保 障 性 商 品	新 契 約	317 億円	101.0%	313 億円
	減 少 契 約	217 億円	99.5%	218 億円
	うち解約・失効	159 億円	100.4%	158 億円
	年 度 末 保 有 契 約	3,212 億円	103.2%	3,112 億円

一方、個人保険・個人年金保険の保険金額の合計では、新契約高（転換純増含む）が 1,120 億円（対前年度比 59.8%）となり、解約・失効高が 9,188 億円（同 87.2%）となったこと等から、年度末保有契約高は 19 兆 1,449 億円（同 91.8%）となりました。

団体保険は、年度末保有契約高が 1 兆 3,235 億円（同 99.6%）となりました。

団体年金保険は、年度末保有契約高が 178 億円（同 95.6%）となりました。

<収支概況>

経常収益は、6,522 億円（対前年度比 95.9%）となり、このうち、保険料等収入は、3,849 億円（同 100.3%）となりました。また、資産運用収益は、有価証券売却益が増加したこと等から、1,665 億円（同 103.3%）となりました。その他経常収益は、責任準備金戻入額が 832 億円（同

72.7%) となったこと等から、1,006 億円 (同 74.6%) となりました。

経常費用は、6,146 億円 (同 95.9%) となり、このうち、保険金等支払金は、4,389 億円 (同 94.6%) となりました。資産運用費用は、有価証券売却損が減少したこと等から、385 億円 (同 92.3%) となりました。事業費は、1,023 億円 (同 100.9%) となりました。

この結果、経常利益は、375 億円 (同 96.3%) となりました。

特別利益は、1 億円 (同 15.7%) となり、特別損失は、54 億円 (同 101.6%) となりました。法人税等合計は、63 億円となりました。

以上の結果、当期純剰余は、259 億円 (同 88.8%) となりました。

なお、生命保険本業の期間収益を示す指標の一つである基礎利益は、301 億円 (同 136.7%) となりました。

＜資産および負債・純資産の概況＞

年度末総資産は、5 兆 3,965 億円 (対前年度比 100.0%) となり、このうち有価証券は 4 兆 1,888 億円 (総資産に占める割合 77.6%)、貸付金は 4,841 億円 (同 9.0%)、有形固定資産は 4,010 億円 (同 7.4%) となりました。

負債の合計は、5 兆 84 億円 (対前年度比 99.4%) となり、このうち責任準備金は 4 兆 6,169 億円 (同 98.2%) となりました。

純資産の合計は、3,880 億円 (同 108.1%) となり、このうち基金等合計は 3,531 億円 (同 105.9%)、評価・換算差額等合計は 349 億円 (同 137.8%) となりました。

なお、保険会社の健全性を示す行政監督上の指標であるソルベンシー・マージン比率は、808.5% (対前年度差+65.8 ポイント)、実質純資産額は 9,882 億円 (同+577 億円) となりました。

④ 会社に対処すべき課題

当社は、2015 年度から 2017 年度の 3 年間、中期経営計画「SHINKA (新化・進化・真価) ～未来に挑む～」のもと、さまざまな戦略に取り組み、「営業職員チャネル単独での保障性商品の保有契約の反転」および「代理店チャネルにおける保障性商品の大幅な伸展」を実現しました。また、個人・企業のお客様数が増加するとともに、お客様本位の業務運営の遂行を通じ、お客様満足度が継続的に向上しました。

一方、今後の 10 年、更にその先まで見据えると、国内総人口の減少、お客様のライフスタイルやニーズの多様化が一層進んでいくことが見込まれます。このような環境において、当社は、人生 100 年時代の到来、健康増進意識の高まり、働く女性・シングル層の増加等、社会の変化に伴い新たな保険ニーズが生まれる可能性等をしっかりと捉え、より一層存在価値を発揮すべく取り組んでいく必要があると考えています。

このような認識のもと、2018 年度からの 3 年間を「独自性を発揮し、成長を実現するステージ」と位置づけ、新中期経営計画「TRY NEXT ～成長を実現し、未来を創る～」を策定しました。

新中期経営計画「TRY NEXT」では、企業ビジョンとして「一人ひとりの“生きる”を支える ～社会に貢献し、お客様から信頼され、選ばれ続ける朝日生命～」を設定しました。今後、この企業ビジョンの実現に向け、以下の 3 大テーマのもと、各戦略に取り組んでまいります。

【テーマ1 独自性を発揮する】

【「介護保険といえば朝日生命」という存在感の発揮等（マーケット戦略）】

シニアマーケットでの確固たる地位を構築し、その強みを活かすことにより、お客様数の拡大を図ってまいります。とりわけ、当社が注力している介護保険マーケットにおいては、リーディングカンパニーとしてのシェアの早期確立に向け、先進的な介護保険の開発等に取り組んでまいります。

また、「シニア層」「女性層」「経営者層」に加え、新たな戦略マーケットとして、「シングル層」のお客様に対する新たな商品やサービスを提供してまいります。

【マルチチャネル化戦略の推進】

引き続き営業職員チャネルをメインチャネルとしていくとともに、代理店チャネル等の更なる成長を図り、「マルチチャネル化」戦略を推進してまいります。

具体的には、個人マーケット向け代理店チャネルについては、保険ショップ・訪問型プロ代理店等の強化・拡充を通じた新契約年換算保険料の拡大を図るほか、新たなマーケット・保険商品等を創造するとともに、お客様・代理店から選ばれるためのアフターサービス体制等の整備を進めてまいります。

法人マーケット向け代理店チャネルについては、お客様の様々なニーズに対応した商品を開発するとともに、税理士代理店を中心とした安定的な販売体制を構築してまいります。

【新たなお客様アプローチスキームの開発】

既存の販売チャネルではアクセスが難しいお客様層のマーケット開拓に取り組んでまいります。

具体的には、効果的なマーケティングに向けたデータ集積を進めつつ、インターネットによる情報提供とお客様ニーズにかなう様々なチャネルを連携させたお客様へのアプローチ体制を構築してまいります。

【テーマ2 収益力を高める】

【「クオリティー“業界 No.1”の営業職員体制」構築に向けた改革】

お客様から信頼いただくために必要な応対力、知識・スキルの習得を通じ、「クオリティー“業界 No.1”の営業職員体制」を構築してまいります。

これを実現するため、「新たなお客様を拡大する活動」、「ご加入いただいているお客様へのサービス活動」の両輪のノウハウを体系化し、これにもとづく活動を展開するとともに、新人営業職員の指導体制を強化してまいります。

【ICT^(注15)等による業務運営の革新】

支社・営業所事務をスリム化することにより、これまで事務に従事していた職員を、営業職員教育等の営業関係業務に移行してまいります。

また、本社業務については、AI・RPA^(注16)を活用し業務を効率化することにより、2020年度までに1,000業務、100人分^(注17)の業務量を削減してまいります。

(注15) Information and Communication Technology. 情報通信技術

(注16) Robotic Process Automation. 端末にインストールすることで、様々な情報を取り出して作業を実行す

るソフトウェアロボット

(注 17) 本社機構（主として契約管理部門）において事務を担当する要員の 2 割相当

【資産運用の高度化】

市場環境の変化に適切に対応し、安定的に資産運用収益を確保していくため、アセットアロケーション（資産配分）機能の強化や投資対象資産の拡大を通じた収益源の多様化に取り組み、資産運用の高度化を進めてまいります。

【テーマ 3 未来を創る】

【未来志向の人材づくり】

若手・中堅職員のスキルアップ、女性職員の活躍推進、ベテラン職員のスキル・ノウハウの更なる活用等を通じ、職員の「個の力」を最大化し、挑戦意欲があり柔軟かつ斬新な発想を持つ人材を育成してまいります。

【ICTを活用した商品・サービス開発、デジタルマーケティングの強化等】

ICT や AI を活用して、新商品や新たなサービスの研究開発に取り組むとともに、新たなお客様との接点拡大やお客様の利便性向上を図ってまいります。

具体的には、産学連携による生活習慣病に関する共同研究を進め、その成果を活用した商品・サービスの開発等に取り組んでまいります。また、インターネットを活用したデジタルマーケティングを推進し、マーケティング戦略の高度化等に取り組んでまいります。

【海外事業への取組み】

今後高い成長が見込まれる東南アジアを中心にマーケット調査を行うとともに、海外への事業展開について検討を進めてまいります。

【事業運営態勢のクオリティー向上】

以上の 3 大テーマの各戦略を着実に実行するため、事業運営態勢のクオリティー向上に努めてまいります。具体的には、「お客様本位の業務運営」の実践、「働き方改革」を通じた good WORK・better LIFE^(注 18) の推進、コンプライアンス態勢の強化、ERM（統合的リスク管理）の実効性向上、CSR の推進に取り組んでまいります。

(注 18) 業務の生産性向上、職員の生活の充実

当社は、2018 年 3 月に創業 130 周年を迎えました。今後も、新中期経営計画「TRY NEXT～成長を実現し、未来を創る～」を着実に実行することにより、「社会に貢献し、お客様から信頼され、選ばれ続ける会社」を目指してまいります。

(2) 財産および損益の状況の推移

区 分		2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
年度末保有契約高	個 人 保 険	億円 217,476	億円 199,116	億円 181,705	億円 166,410
	個 人 年 金 保 険	29,360	28,171	26,820	25,039
	団 体 保 険	13,516	13,310	13,286	13,235
	団 体 年 金 保 険	211	197	187	178
	そ の 他 の 保 険	1,096	1,070	1,043	1,025
		百万円	百万円	百万円	百万円
保 険 料 等 収 入		405,995	401,499	383,776	384,953
資 産 運 用 収 益		157,682	128,024	161,263	166,597
保 険 金 等 支 払 金		460,069	466,742	463,808	438,966
経 常 利 益		50,633	14,808	38,986	37,543
当 期 純 剰 余		37,230	17,552	29,263	25,988
社員配当準備金繰入額		1,940	1,767	1,519	1,963
総 資 産		5,631,306	5,524,175	5,398,207	5,396,507

注 1. 保有契約高とは、保有している契約の死亡保険金額等の保障額の総額をいいます。

2. 個人保険および個人年金保険の年度末年換算保険料の推移は、次のとおりです。

区 分		2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
		億円	億円	億円	億円
個 人 保 険		3,740	3,721	3,764	3,813
個 人 年 金 保 険		1,701	1,667	1,594	1,511

(3) 支社等および代理店の状況

区 分		前 期 末	当 期 末	当 期 増 減
		店	店	店
統 括 本 部		1	1	0
統 括 支 社		6	6	0
支 社		51	51	0
営 業 所		640	625	△15
計		698	683	△15
代 理 店		1,400	1,835	435
計		2,098	2,518	420

(4) 使用人の状況

区 分	前 期 末	当 期 末	当期増減	当 期 末 現 在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
内 務 職 員	名 4,327	名 4,239	名 △88	歳 45	年 18	千円 400
営 業 職 員	12,122	11,696	△426	50		

- 注 1. 平均給与月額は、2018年3月の税込基準給与月額で示しています。
 2. 営業職員数には、募集代理店およびその使用人の数は含んでいません。

(5) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社りそな銀行	35,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	24,000
三井住友信託銀行株式会社	20,000
株式会社新生銀行	10,000
三菱UFJ信託銀行株式会社	3,000
伊藤忠トレジャリー株式会社	2,000
株式会社京葉銀行	2,000
株式会社徳島銀行	1,000

- 注 1. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金です。
 2. 2018年4月1日より、株式会社三菱東京UFJ銀行は、株式会社三菱UFJ銀行へ社名が変更されています。
 3. 2018年4月16日より、三菱UFJ信託銀行株式会社からの借入金は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの組織再編のため、株式会社三菱UFJ銀行へ移管しています。

(6) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(7) 設備投資の状況

① 設備投資の総額

設備投資の総額	当該事業年度に実施した設備投資の総額は 29,950 百万円で、その主なものは次のとおりです。	
	建物	6,215 百万円
	ソフトウェア	12,523 百万円

注. 設備投資の総額は、有形固定資産および無形固定資産の当期増加額の合計です。

② 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(8) 重要な子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主 要 な 事業内容	設立年月日	資本金	当社が有 する子会 社等の議 決権比率
(株)インフォテクノ朝日	東京都多摩市	ソフトウェア の 開 発	1983. 4. 1	百万円 50	% 100.0
朝日ライフアセットマネジメント(株)	東京都杉並区	投 資 運 用 投 資 助 言	1985. 7. 6	3,000	100.0
朝日エヌベスト投資顧問(株)	東京都杉並区	投 資 助 言	1999. 6. 9	50	0 (51.0)

注. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の（ ）の数字は、間接出資に係る議決権を含めた割合です。

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

該当事項はありません。

(10) その他保険会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地位および担当	重要な兼職		その他
佐藤 美樹	代表取締役会長	横浜ゴム株式会社 株式会社A D E K A 富士電機株式会社 富士急行株式会社	社外監査役 社外監査役 社外監査役 社外取締役	
木村 博紀	代表取締役社長	関東電化工業株式会社 日本ピストンリング株式会社	社外監査役 社外監査役	
山下 雅之	代表取締役専務執行役員 リスク管理統括部 コンプライアンス統括部 担当	ラサ工業株式会社 古河機械金属株式会社	社外取締役 社外監査役	
池田 潔	取締役常務執行役員 営業総局長 兼 特命首都圏強化担当 営業管理部 営業職員体制強化部 担当			
菊池 達也	取締役常務執行役員 総務部 人事部 人事総務部 担当	ニチモウ株式会社	社外取締役	
多々良裕志	取締役常務執行役員 本社営業本部長	第一工業製薬株式会社	社外取締役	
井口 泰広	取締役常務執行役員 経営企画部 主計部 担当	黒田精工株式会社 株式会社白洋舎	社外監査役 社外取締役	
藤岡 通浩	取締役執行役員 資産運用企画部 証券運用部 担当			
大矢 和子	取締役 (社外役員)	公益財団法人資生堂社会福祉事業財団 株式会社エムティーアイ 株式会社イオンファンタジー 株式会社ミライト	理事長 社外監査役 社外取締役 社外監査役	
塚本 隆史	取締役 (社外役員)	みずほフィナンシャルグループ イオン株式会社 古河電気工業株式会社 株式会社インターネットイニシアティブ	名誉顧問 社外取締役 社外監査役 社外取締役	
渡邊 健二	取締役 (社外役員)	日本通運株式会社	代表取締役会長	
染川 博行	監査役 (常勤)			
広坂 浩	監査役 (常勤)			
古河潤之助	監査役 (社外役員)	古河電気工業株式会社	名誉顧問	2018年3月3日死亡により退任
町田 幸雄	監査役 (社外役員)	町田幸雄法律事務所 株式会社みずほ銀行 鹿島建設株式会社	弁護士 社外取締役 社外監査役	
関 忠行	監査役 (社外役員)	伊藤忠商事株式会社 株式会社パルコ 日本バルカー工業株式会社 J S R株式会社	理事 社外取締役 社外取締役 社外取締役	上場企業の CFO を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

注. 取締役兼務者を除く各執行役員は次のとおりです。

(年度末現在)

氏 名	地位および担当	その他
宮沢 聡	常務執行役員 新都心統括支社長(ブロック支社長)	
船津 一浩	常務執行役員 大阪統括支社長(ブロック支社長)	
米田 忠志	執行役員 事務企画部 契約医務部 お客様サービス部 保険金部 企業保険部 情報システム企画部 担当	
清田 能幹	執行役員 名古屋統括支社長(ブロック支社長)	
浜野 拓将	執行役員 東京西統括支社長	
芝田 俊之	執行役員 東京東統括支社長	
元田 亮一	執行役員 横浜統括支社長	
平野 正人	執行役員 本社営業本部 東京統括本部長	
鹿島田耕一	執行役員 茨城支社長(ブロック支社長)	
大塚 康弘	執行役員 財務部 不動産部 担当	
池田 健一	執行役員 営業企画部 商品開発部 担当	
水野 健	執行役員 新潟支社長	
石島健一郎	執行役員 代理店事業本部長	

(2) 会社役員に対する報酬等

区 分	支給人数	報酬等
	名	百万円
取締役	12	年額 294
監査役	6	年額 73
計	18	年額 368

注 1. 総代会で定められた報酬限度額は次のとおりです。

取締役 年額 650 百万円

監査役 年額 120 百万円

- 上記の報酬等の額には、2017 年 7 月 4 日に退任した取締役 1 名および監査役 1 名ならびに 2018 年 3 月 3 日に退任した監査役 1 名の報酬が含まれています。
- 取締役の報酬等については、以下にもとづき、任意に設置した指名・報酬委員会で審議のうえ、取締役会において決定することとしています。
 - 取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬部分および変動報酬部分で構成し、変動報酬部分は、会社業績・組織業績・個人貢献度等を反映します。
 - 社外取締役を含む非常勤取締役の報酬は、固定報酬とします。
- 上記の報酬等の額のほか 2006 年 7 月 4 日の定時総代会決議にもとづき、2018 年 3 月 3 日に退任した監査役 1 名に対し 2017 年度に役員退任慰労金を 5 百万円支給しています。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
大矢 和子（社外取締役）	本契約の締結により、社外取締役および社外監査役は、保険業法第 53 条の 33 第 1 項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金 300 万円または保険業法第 53 条の 36 で準用する会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとしています。
塚本 隆史（社外取締役）	
渡邊 健二（社外取締役）	
古河潤之助（社外監査役）	
町田 幸雄（社外監査役）	
関 忠行（社外監査役）	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
大矢 和子 (取締役)	公益財団法人資生堂社会福祉事業財団の理事長であります。 株式会社エムティーアイの社外監査役であります。 株式会社イオンファンタジーの社外取締役であります。 株式会社ミライトの社外監査役であります。
塚本 隆史 (取締役)	みずほフィナンシャルグループおよび株式会社みずほフィナンシャルグループの名誉顧問であります。当社は株式会社みずほフィナンシャルグループと保険の取引があるほか、同社の株式および債券を保有しています。 イオン株式会社の社外取締役であり、当社は同社と融資の取引があるほか、同社の株式および債券を保有しています。 古河電気工業株式会社の社外監査役であり、当社は同社と保険および融資の取引があるほか、同社の株式を保有しています。また、当社は同社から基金の拠出を受けています。 株式会社インターネットイニシアティブの社外取締役であります。
渡邊 健二 (取締役)	日本通運株式会社の代表取締役会長であり、当社は同社と保険および融資の取引があるほか、同社の株式を保有しています。また、当社は同社から基金の拠出を受けています。
古河潤之助 (監査役)	古河電気工業株式会社の名誉顧問であり、当社は同社と保険および融資の取引があるほか、同社の株式を保有しています。また、当社は同社から基金の拠出を受けています。
町田 幸雄 (監査役)	町田幸雄法律事務所の弁護士であります。 株式会社みずほ銀行の社外取締役であり、当社は同社と保険の取引があるほか、同社の債券を保有しています。また、当社は同社から基金の拠出を受けています。 鹿島建設株式会社の社外監査役であり、当社は同社と保険の取引があります。
関 忠行 (監査役)	伊藤忠商事株式会社の理事であり、当社は同社と保険および融資の取引があるほか、同社の株式を保有しています。 株式会社パルコの社外取締役であります。 日本バルカー工業株式会社の社外取締役であります。 J S R株式会社の社外取締役であります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
大矢 和子 (取締役)	4 年 9 カ月 (2013 年 7 月就任)	取締役会 14 回開催 うち 14 回出席	企業経営者としての経験を踏まえ、営業戦略やお客様対応等について幅広い見地から発言を行っています。
塚本 隆史 (取締役)	1 年 9 カ月 (2016 年 7 月就任)	取締役会 14 回開催 うち 14 回出席	企業経営者としての経験を踏まえ、リスク管理や資産運用等について幅広い見地から発言を行っています。
渡邊 健二 (取締役)	9 カ月 (2017 年 7 月就任)	取締役会 11 回開催 うち 11 回出席	企業経営者としての経験を踏まえ、お客様対応や商品開発等について幅広い見地から発言を行っています。
古河潤之助 (監査役)	14 年 9 カ月 (2003 年 7 月就任)	取締役会 12 回開催 うち 7 回出席 監査役会 7 回開催 うち 5 回出席	企業経営者としての経験を踏まえ、経営の意思決定の妥当性や適正性を確保するための発言を行っています。
町田 幸雄 (監査役)	11 年 9 カ月 (2006 年 7 月就任)	取締役会 14 回開催 うち 14 回出席 監査役会 8 回開催 うち 8 回出席	弁護士としての専門的見地から、経営の意思決定の妥当性や適正性を確保するための発言を行っています。
関 忠行 (監査役)	9 カ月 (2017 年 7 月就任)	取締役会 11 回開催 うち 11 回出席 監査役会 6 回開催 うち 6 回出席	企業経営者としての経験を踏まえ、経営の意思決定の妥当性や適正性を確保するための発言を行っています。

注. 書面決議による取締役会の回数は除いております。

(3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	名 8	百万円 40	百万円 -

注 1. 上記の報酬等の額には、2017 年 7 月 4 日に退任した社外取締役 1 名、社外監査役 1 名ならびに 2018 年 3 月 3 日に退任した社外監査役 1 名の報酬が含まれています。

2. 上記の報酬等の額のほか 2006 年 7 月 4 日の定時総代会決議にもとづき、2018 年 3 月 3 日に退任した社外監査役 1 名に対し 2017 年度に役員退任慰労金を 5 百万円支給しています。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 基金に関する事項

(1) 基金拠出額

126,000 百万円

(2) 当年度末基金拠出者数

15 名

(3) 基金拠出者

基金拠出者の氏名または名称	当社への基金拠出状況	
	基金拠出額	基金拠出割合
	百万円	%
株式会社みずほ銀行	84,000	66.7
株式会社あおぞら銀行	10,000	7.9
株式会社新生銀行	10,000	7.9
日本通運株式会社	4,000	3.2
富士通株式会社	4,000	3.2
古河電気工業株式会社	4,000	3.2
伊藤忠トレジャリー株式会社	2,000	1.6
株式会社 A D E K A	1,000	0.8
株式会社トマト銀行	1,000	0.8
西京リース株式会社	1,000	0.8
日本軽金属株式会社	1,000	0.8
日本ゼオン株式会社	1,000	0.8
富士電機株式会社	1,000	0.8
古河機械金属株式会社	1,000	0.8
横浜ゴム株式会社	1,000	0.8

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 木村 修 指定有限責任社員 臼倉 健司	98 百万円 (うち会計監査人 監査に対する報酬 等 90 百万円)	①監査役会が会計監査人監査に対する報酬等について同意をした理由は、注2のとおりです。 ②会計監査人監査以外に委託した業務の内容は、以下のとおりです。なお、非監査業務はありません。 ・英文財務諸表監査業務等

- 注1. 当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額は149百万円です。
2. 当社の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積もりの算定根拠などが適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしています。

(2) 責任限定契約

氏名または名称	責任限定契約の内容の概要
新日本有限責任監査法人	本契約の締結により、会計監査人は、保険業法第53条の33第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、保険業法第53条の36で準用する会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとしています。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

- ① 当社の監査役会では、会計監査人が保険業法第53条の9第1項の各号に定める項目に該当すると判断した場合には、会計監査人を解任とする方針です。
また、会計監査人が職務を適正かつ適切に遂行することが困難と認められる場合には、解任または不再任の議案を総代会に提出する方針です。
- ② 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、当社の重要な子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしている事実はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するため、コンプライアンス体制やリスク管理体制などの内部統制システムの基本方針を次のとおり策定しています（2006年5月8日取締役会決定）。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、「法令、社内規程および社会的規範を遵守すること」、すなわちコンプライアンスを経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、コンプライアンスの企業文化としての定着を図るため、次の体制を構築することとする。

ア.社長を議長とし、経営会議メンバーおよび社外弁護士を構成員とする「コンプライアンス会議」を設置し、コンプライアンスについての協議を行うとともに、事業年度ごとにコンプライアンスの実行計画を策定し、その推進状況を定期的に検証する。

イ.全役職員が具体的に遵守すべき規準を制定し、「コンプライアンスマニュアル」等により、全役職員への周知・徹底を図る。

ウ.各所属において所属長をコンプライアンス推進の責任者と位置づけるとともに、コンプライアンスの統括部署が全社のコンプライアンスに関する具体的な取組みを横断的に統括し、各所属のコンプライアンス推進状況の確認や改善指導を行う。

エ.市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携のうえ、毅然とした姿勢で組織的に対応し、関係遮断の徹底を図る。

オ.職員等から不正行為の通報を受け付ける社内相談窓口および弁護士を窓口とする社外相談窓口を設置することとし、通報者に対する不利益処分等を行わない。

なお、他の業務執行部門から独立した内部監査部による内部監査を通じて、各組織の内部管理態勢の適切性・有効性を検証する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令・社内規程にもとづき、取締役会議事録、経営会議議事録その他取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存し、管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理を経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、リスク管理体制の整備・強化を図る。

このため、全社的なリスク管理の方針を制定し、当社が管理するリスクを特定したうえで、管理手法や管理体制等を定める。

また、緊急事態が発生した場合に、迅速な対応を行うための体制を整備する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会において、経営計画等の会社経営の基本事項を決定するとともに、定期的に業務執行状況の報告を受けること等を通じて、取締役の職務執行の監督等を行う。

また、経営会議において、取締役会付議事項の立案および取締役会から委任された事項の決定を行い、業務執行上の迅速な意思決定を行う。

取締役会および経営会議付議事項ならびに業務分掌については、「取締役会規則」および「職務権限規程」に明記し、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制とする。

⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務諸表作成に係る内部統制システムを整備・運用し、評価することにより、財務諸表の記載内容の適正性を担保し、財務報告の信頼性の確保を図る。

⑥ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、実質子会社の業務の健全かつ適切な遂行の確保を目的に、次の体制を構築することとする。

ア.実質子会社が、各社の規模・特性を踏まえた取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、損失の危機の管理に関する規程その他の体制、および実質子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われる体制の整備・強化を図るよう管理・指導する。

イ.実質子会社の取締役等の職務の執行に係る事項を当社に報告する体制を整備する。

ウ.実質子会社の管理・指導を行う社内規程を定め、健全性の確保等に努める。

エ.当社より非常勤取締役・監査役を派遣し、経営状況等のチェックを行うとともに、定期的に内部監査部門による検証を行う。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、監査役会に直属する組織として監査役室を設置し、監査役の監査業務を補佐する専属の使用人を置く。当該使用人は、取締役の指揮・監督を受けず、監査役の指揮命令下、その職務を遂行し、監査役に対してその責任を負う。

また、監査役の当該使用人に対する指揮命令が実効的に行われるために、必要な知識と経験を備えた者を継続的に配置するとともに、当該使用人の人事異動、勤務考課および懲戒処分については、監査役会が指名する監査役の同意を必要とする。なお、監査役室には若干名の兼務者を配置し、必要あるときは、監査役の補助業務を担当させる。

⑧ 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、当社の取締役または使用人および実質子会社の取締役、監査役、使用人が、法令に定める事項に加え、経営上重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見または報告を受けた場合に、直ちに監査役に報告する体制を整備するとともに、当該報告をした者に対する不利益処分等を行わない。

また、代表取締役は、監査役会と定期的に意見交換会を開催し、意思の疎通を図り、その他の取締役も積極的に監査役との意見交換を行う。

なお、円滑かつ実効的な監査活動のために、監査役会と会計監査人、内部監査部門等の連携に配慮する。また、監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理については、監査役からの求めに応じる体制とする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムの基本方針」にもとづき、業務の適正を確保するために必要なコンプライアンス体制やリスク管理体制等を整備し、運用しています。

反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢については、定期的なスクリーニングの実施や警察等の外部専門機関との緊密な連携等により、引き続き強化を図っています。

また、財務報告に係る内部統制の有効性を評価した「内部統制報告書」を自主的に作成し、監査法人による監査を受けるとともに、その内容を公表しています。

2017年度は、金融庁が公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」を踏まえ、「お客様のために」を最優先とする行動を実践するため、「お客様本位の業務運営に関する基本方針」を制定しました。あわせて同方針にもとづいた具体的な取組内容を公表し、定着に向けて、PDCAサイクルによる取組みを推進しました。また、経営戦略と統合的リスク管理を一体的に推進するため、「ORSA（リスクとソルベンシーの自己評価）」等に引き続き取り組みました。

内部監査を通じた内部管理態勢の検証については、長時間労働の改善等に向けた取組状況や営業職員の募集事故等の防止に向けた管理態勢等を重点監査項目として設定するなど、その適切性を検証しています。また、代表取締役は、監査役との意見交換を行うなど、監査役の監査が実効的に行われる体制としています。

上記の取組により、当社の内部統制システムは有効に機能し、業務の適正を確保しています。

7. その他

- (1) 2017年7月4日、第70回定時総代会において、取締役佐藤美樹、木村博紀、山下雅之、池田潔、菊池達也、多々良裕志、井口泰広、大矢和子、塚本隆史の各氏が再任され、新たに藤岡通浩、渡邊健二の各氏が選任され、それぞれ就任しました。また、監査役には、新たに関忠行氏が選任され、就任しました。
- (2) 2017年7月4日、取締役会の決議により、代表取締役に佐藤美樹、木村博紀、山下雅之の各氏が再選され、それぞれ就任しました。また、会長には佐藤美樹氏が、社長には木村博紀氏が再選され、それぞれ就任しました。
- (3) 2017年7月4日、監査役会の決議により、常勤の監査役に染川博行、広坂浩の両氏が再選され、それぞれ就任しました。
- (4) 2018年3月31日、山下雅之氏が代表取締役を辞任しました。
- (5) 公益財団法人朝日生命成人病研究所に対し、2017年5月8日に4,000万円を、2018年3月22日に2億円を、寄付しました。
- (6) 本年度末における社員総数は2,029,168名、総代数は148名です。

Ⅱ. 2017年度 (2018年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 お よ び 預 貯 金	31,635	保 険 契 約 準 備 金	4,682,246
現 金	242	支 払 備 金	28,368
預 貯 金	31,392	責 任 準 備 金	4,616,919
コ ー ル ロ ー ン	164,000	社 員 配 当 準 備 金	36,959
買 入 金 銭 債 権	30,151	再 保 險 借	311
有 価 証 券	4,188,869	社 債	40,349
国 債	1,866,902	そ の 他 負 債	193,656
地 方 債	48,785	債券貸借取引受入担保金	44,967
社 債	936,856	借 入 金	97,000
株 式	334,335	未 払 法 人 税 等	3,321
外 国 証 券	926,893	未 払 金	6,869
そ の 他 の 証 券	75,096	未 払 費 用	8,889
貸 付 金	484,169	前 受 収 益	184
保 険 約 款 貸 付	49,637	預 り 金	454
一 般 貸 付	434,532	預 り 保 証 金	17,433
有 形 固 定 資 産	401,011	金 融 派 生 商 品	2,544
土 地	230,913	金融商品等受入担保金	7,630
建 物	162,583	リ ー ス 債 務	3,946
リ ー ス 資 産	3,946	資 産 除 去 債 務	243
建 設 仮 勘 定	1,134	仮 受 金	171
その他の有形固定資産	2,432	退 職 給 付 引 当 金	35,365
無 形 固 定 資 産	34,355	価 格 変 動 準 備 金	38,710
ソ フ ト ウ ェ ア	21,295	再評価に係る繰延税金負債	17,762
その他の無形固定資産	13,059	支 払 承 諾	10
再 保 險 貸	812	負債の部合計	5,008,412
そ の 他 資 産	45,629	(純 資 産 の 部)	
未 収 金	4,029	基 金	126,000
前 払 費 用	3,418	基 金 償 却 積 立 金	131,000
未 収 収 益	17,198	再 評 価 積 立 金	281
預 託 金	3,408	剰 余 金	95,901
金 融 派 生 商 品	12,525	損 失 填 補 準 備 金	266
金融商品等差入担保金	3,748	そ の 他 剰 余 金	95,635
仮 払 金	238	基 金 償 却 準 備 金	48,600
そ の 他 の 資 産	1,061	社員配当平衡積立金	9,678
前 払 年 金 費 用	70	当 期 未 処 分 剰 余 金	37,356
繰 延 税 金 資 産	16,187	基 金 等 合 計	353,183
支 払 承 諾 見 返	10	その他の有価証券評価差額金	81,292
貸 倒 引 当 金	△ 394	土 地 再 評 価 差 額 金	△ 46,380
		評価・換算差額等合計	34,912
		純資産の部合計	388,095
資 産 の 部 合 計	5,396,507	負債および純資産の部合計	5,396,507

- 注1. 有価証券（現金および預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）にもとづく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式および関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものおよび同法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう）については原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等（国内株式、国内株価指数連動型上場投資信託、国内上場不動産投資信託、外国株価指数連動型上場投資信託（ヘッジ分を除く）、外国債券指数連動型上場投資信託（ヘッジ分を除く）および外貨建債券（ヘッジ分を除く）は3月中の市場価格等の平均）にもとづく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 個人保険・個人年金保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）にもとづき、責任準備金対応債券に区分しております。
- 責任準備金対応債券の当期末における貸借対照表価額は、2,094,251百万円、時価は、2,397,856百万円であります。
3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）にもとづき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に奥行補正等の合理的な調整を行って算定または同施行令第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算定。

5. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。
- ・有形固定資産（リース資産を除く）
定率法（ただし、建物については定額法）を採用しております。
 - ・リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
6. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。
- なお、その他有価証券のうち時価のある外国株価指数連動型上場投資信託（ヘッジ分を除く）、外国債券指数連動型上場投資信託（ヘッジ分を除く）および外貨建債券（ヘッジ分を除く）は、3月中の平均為替相場により円換算しております。
7. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
- また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準にもとづき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果にもとづいて上記の引当を行っております。
- なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は60百万円であります。
8. 退職給付引当金および前払年金費用は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務および年金資産の見込額にもとづき、計上しております。
- 退職給付債務ならびに退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。
- | | |
|----------------|----------|
| 退職給付見込額の期間帰属方法 | 給付算定式基準 |
| 数理計算上の差異の処理年数 | 翌期より7年 |
| 過去勤務費用の処理年数 | 発生年度全額処理 |
9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定にもとづき算出した額を計上しております。

10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして繰延ヘッジおよび金利スワップの特例処理、外貨建債券および外貨建投資信託の一部にかかる為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ、外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップの振当処理、その他の外貨建取引等については為替の振当処理を行っております。
- なお、ヘッジの有効性の判定には、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動またはキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。
11. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産にかかる控除対象外消費税等のうち、法人税法に規定する繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度の費用に計上しております。
12. 責任準備金は、保険業法第116条の規定にもとづく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。
- (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
- (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
13. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間にもとづく定額法により行っております。
14. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、保険商品ごとの負債特性に応じ、以下の方針で行っております。
- ・利率変動積立型終身保険・利率変動型積立保険・2012年4月2日以降契約の新一時払個人年金保険については、資産と負債のデュレーションを一致させ金利変動リスクを回避することを旨とする「マッチング型ALM」による国内公社債中心の運用を行っております。
 - ・上記以外の個人保険・個人年金保険については、国内公社債・貸付金等の円金利資産をポートフォリオの中核として保険負債の特性に対応した運用を行いつつ、国内株式・外国証券・不動産等へ一定程度資産配分することにより、収益性の向上に取り組んでおります。
- また、デリバティブ取引については、主に保有している有価証券が持つ価格変動リスク、為替変動リスク等および社債が持つ為替変動リスクを回避（ヘッジ）することを目的に活用しております。
- なお、主な金融商品として、有価証券は価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク、貸付金は信用リスクおよび為替変動リスク、デリバティブ取引は、市場リスクおよび信用リスクに晒されております。
- 市場リスクの管理にあたっては、VaR法による有価証券等のリスク量の定量的な管理と、市場環境が悪化するシナリオを想定し、当社ポートフォリオへの影響を分析するストレステストや感応度分析による管理を併用し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。信用リスクの管理にあたっては、VaR法によりポートフォリオ全体の信用リスク量を定量化し、リスク量が許容範囲内に収まるようコントロールしております。また、取引先の信用度に応じた社内信用格付の付与や、個別取引ごとの事前の厳正な審査、事後のフォロー等を実施する体制を敷くとともに、信用リスクが特定の企業・グループに集中することを防止するため、信用リスクの程度に応じた与信枠を設定のうえ管理を行い、良質なポートフォリオの構築に努めております。

主な金融資産および金融負債にかかる貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表価額	時価	差額
現金および預貯金	31,635	31,635	-
コールローン	164,000	164,000	-
買入金銭債権	30,151	33,335	3,184
売買目的有価証券	-	-	-
満期保有目的の債券	30,151	33,335	3,184
責任準備金対応債券	-	-	-
其他有価証券	-	-	-
有価証券	4,112,857	4,457,152	344,295
売買目的有価証券	27,816	27,816	-
満期保有目的の債券	323,610	364,300	40,690
責任準備金対応債券	2,094,251	2,397,856	303,605
其他有価証券	1,667,178	1,667,178	-
貸付金	484,169	494,561	10,391
保険約款貸付	49,637	49,637	-
一般貸付	434,532	444,924	10,391
資産計	4,822,813	5,180,685	357,871
社債	40,349	43,585	3,236
借入金	97,000	96,768	△ 231
負債計	137,349	140,354	3,005
金融派生商品	9,980	9,980	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,811	1,811	-
ヘッジ会計が適用されているもの	8,169	8,169	-

*デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

- (1) 有価証券（預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）にもとづく有価証券として取扱うものを含む）

・市場価格のある有価証券

①其他有価証券の時価は、3月末日の市場価格等（国内株式、国内株価指数連動型上場投資信託、国内上場不動産投資信託、外国株価指数連動型上場投資信託（ヘッジ分を除く）、外国債券指数連動型上場投資信託（ヘッジ分を除く）および外貨建債券（ヘッジ分を除く）は3月中の市場価格等の平均）によっております。

②上記以外の有価証券の時価は、3月末日の市場価格等によっております。

・市場価格のない有価証券

非上場株式等（子会社・関連会社を含む）については時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、有価証券に含めておりません。当該非上場株式等の当期末における貸借対照表価額は、76,012百万円であります。

（２） 貸付金および借入金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

一般貸付・借入金については、主に、元利金の合計額を、信用リスクに見合った利率で割り引いた価格を時価としております。なお、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

（３） 社債

3月末日の市場価格等によっております。

（４） 金融派生商品

①株式オプション取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

②為替予約取引の時価については、3月末日のTTM等にもとづき当社で算出した理論価格によっております。

③通貨スワップの振当処理を適用しているデリバティブ取引については、ヘッジ対象とされている社債と一体として処理されているため、その時価は、社債に含めて記載しております。

15. 当社は、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は、268,270百万円、時価は、265,583百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書にもとづく金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）によっております。

16. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、121,177百万円であります。

17. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、906百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

(1) 貸付金のうち、破綻先債権額は0百万円、延滞債権額は748百万円であります。上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額13百万円、延滞債権額46百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は120百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しない貸付金であります。

(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は36百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

18. 有形固定資産の減価償却累計額は279,518百万円であります。

19. 特別勘定の資産の額は29,382百万円であります。
なお、負債の額も同額であります。

20. 子会社等に対する金銭債権の総額は285百万円、金銭債務の総額は991百万円であります。

21. 取締役および監査役に対する金銭債務総額は15百万円であります。

22. (1) 繰延税金資産の総額は61,219百万円、繰延税金負債の総額は23,543百万円であります。

繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、21,488百万円であります。

繰延税金資産の発生的主要原因別内訳は、

危険準備金	14,140百万円、
価格変動準備金	10,800百万円、
退職給付引当金	9,866百万円、
減損損失	8,526百万円、
有価証券評価損	5,542百万円、
およびその他有価証券の評価差額	3,988百万円であります。

繰延税金負債の発生的主要原因別内訳は、

その他有価証券の評価差額	22,605百万円であります。
--------------	-----------------

(2) 当年度における法定実効税率は28.1%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、基金利息△4.8%、評価性引当額の増減△3.8%であります。

23. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期首現在高	40,861百万円
前期剰余金からの繰入額	1,519百万円
当期社員配当金支払額	5,426百万円
利息による増加等	58百万円
その他による減少額	53百万円
当期末現在高	36,959百万円

24. 子会社等の株式は5,063百万円であります。

25. 担保に供されている資産の額は、有価証券4,325百万円であります。

26. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は177百万円であります。

27. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は81,574百万円であります。

28. 売却または担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当年度末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は73,317百万円であり、担保に差し入れているものはありません。

29. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、4,101百万円であります。

30. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

31. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

32. 保険業法第259条の規定にもとづく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は、9,750百万円であります。
- なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

33. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度であります。）および退職一時金制度（非積立型制度でありますが、退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっております。）を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	46,250百万円
勤務費用	1,970百万円
利息費用	462百万円
数理計算上の差異の当期発生額	1,471百万円
退職給付の支払額	<u>△4,986百万円</u>
期末における退職給付債務	<u>45,167百万円</u>

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	8,493百万円
期待運用収益	60百万円
数理計算上の差異の当期発生額	1,928百万円
事業主からの拠出額	129百万円
退職給付の支払額	<u>△192百万円</u>
期末における年金資産	<u>10,418百万円</u>

③退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	45,167百万円
年金資産	<u>△10,418百万円</u>
	34,749百万円
未認識数理計算上の差異	<u>546百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>35,295百万円</u>
退職給付引当金	35,365百万円
前払年金費用	<u>△70百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>35,295百万円</u>

④退職給付に関連する損益

勤務費用	1, 9 7 0 百万円
利息費用	4 6 2 百万円
期待運用収益	△ 6 0 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	<u>5 3 8 百万円</u>
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>2, 9 1 0 百万円</u>

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、以下のとおりであります。

株式	6 2 %
債券	6 %
その他	<u>3 2 %</u>
合計	<u>1 0 0 %</u>

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は以下のとおりであります。

割引率	1 . 0 %
長期期待運用収益率	0 . 7 %
（うち、確定給付企業年金	1 . 7 %）

Ⅲ. 2017年度 (2017年 4月 1日から
2018年 3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科 目										金 額	
経 常	収 益									652,225	
保 険	料 等	収 入								384,953	
保 再	保 険	収 入								383,422	
資 産	運 用	収 入								1,531	
利 息	お よ び 配 当 金 等	収 入								166,597	
有 価 証 券	利 息 ・ 配 当	金 額								109,978	
貸 付 金	利 息	配 当								84,322	
不 動 産	賃 貸	料 金								8,371	
そ の 他	利 息	配 当								16,354	
有 価 証 券	売 却	益 額								929	
貸 倒 の 他	運 用	収 益								46,779	
そ の 他	勘 定 資 産	運 用								74	
そ の 他	経 常	収 益								7,379	
保 険	金 据 置 受 入	金 額								2,384	
保 退 職 給 付 引 当 金	戻 入 額									100,674	
責 任 の 他	の 経 常	収 益								13,793	
そ の 他	の 経 常	収 益								1,942	
そ の 他	の 経 常	収 益								83,226	
そ の 他	の 経 常	収 益								1,713	
経 常	費 用									614,681	
保 険	金 等	支 払 金								438,966	
保 年 給 解	約 返 戻	金 額								124,809	
そ の 他	返 戻	金 額								129,879	
責 任 準 備 金 等	繰 入 額									82,264	
支 払 備 金 繰 入	繰 入 額									95,710	
社 員 配 当 金 積 立	利 息 繰 入	額								5,656	
資 産 運 用	費 用									645	
支 有 有 金 為 貸 貸	利 息	損 失								1,008	
そ の 他	利 息	損 失								1,003	
事 業 経 常	費 用									4	
保 税 減 所 の 他	の 経 常	費 用								38,542	
保 税 減 所 の 他	の 経 常	費 用								4,449	
保 税 減 所 の 他	の 経 常	費 用								2,285	
保 税 減 所 の 他	の 経 常	費 用								145	
保 税 減 所 の 他	の 経 常	費 用								13,891	
保 税 減 所 の 他	の 経 常	費 用								2,530	
保 税 減 所 の 他	の 経 常	費 用								1	
保 税 減 所 の 他	の 経 常	費 用								5,596	
保 税 減 所 の 他	の 経 常	費 用								9,641	
保 税 減 所 の 他	の 経 常	費 用								102,337	
保 税 減 所 の 他	の 経 常	費 用								33,827	
保 税 減 所 の 他	の 経 常	費 用								14,767	
保 税 減 所 の 他	の 経 常	費 用								7,405	
保 税 減 所 の 他	の 経 常	費 用								10,354	
保 税 減 所 の 他	の 経 常	費 用								1,299	
経 常	利 益									37,543	
特 別	利 益									194	
固 定 資 産 等	処 分 益									194	
特 別	損 失									5,446	
固 定 資 産 等	処 分 損 失									1,538	
減 価 損 失	繰 入 額									1,778	
価 格 変 動 準 備 金	繰 入 額									2,130	
税 引 前 当 期 純 剰 余	税 額									32,291	
法 人 税	お よ び 住 民 税									6,680	
法 人 税	等 調 整 額									377	
法 人 税	等 調 整 額									6,303	
当 期 純 剰 余										25,988	

注1. 子会社等との取引による収益の総額は442百万円、費用の総額は10,245百万円であります。

2. (1) 有価証券売却益の内訳は、
 国債等債券 44,891百万円、
 株式等 1,709百万円、
 外国証券 178百万円であります。

(2) 有価証券売却損の内訳は、
 国債等債券 549百万円、
 株式等 487百万円、
 外国証券 1,249百万円であります。

(3) 有価証券評価損の内訳は、
 株式等 49百万円、
 外国証券 96百万円であります。

3. 責任準備金戻入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額の金額は47百万円であります。

4. 「金融派生商品費用」には、評価損が76百万円含まれております。

5. 当年度における固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産のグルーピング方法

保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業全体で1つの資産グループとしております。また、賃貸不動産等、遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

不動産市況の悪化等により、一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用 途	減 損 損 失 (百 万 円)		
	土 地	建 物	計
賃 貸 不 動 産 等	5 1 8	6 9 9	1, 2 1 7
遊 休 不 動 産 等	3 6 9	1 9 1	5 6 0
合 計	8 8 8	8 9 0	1, 7 7 8

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については将来キャッシュ・フローを3.6%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準にもとづく評価額または公示価格を基準とした評価額等から処分費用見込額を差し引いて算定しております。

IV. 2017年度

2017年4月1日から
2018年3月31日まで

基金等変動計算書

(単位：百万円)

	基金等								
	基金	基金償却 積立金	再評価積立金	剰余金					基金等合計
				損失填補 準備金	その他剰余金			剰余金合計	
					基金償却 準備金	社員配当平衡 積立金	当期末処分 剰余金		
当期首残高	126,000	131,000	281	242	36,000	8,718	31,353	76,313	333,595
当期変動額									
社員配当準備金の積立							△ 1,519	△ 1,519	△ 1,519
損失填補準備金の積立				24			△ 24		
基金利息の支払							△ 5,499	△ 5,499	△ 5,499
当期純剰余							25,988	25,988	25,988
基金償却準備金の積立					12,600		△ 12,600		
社員配当平衡積立金の積立						960	△ 960		
土地再評価差額金の取崩							617	617	617
基金等以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	24	12,600	960	6,003	19,587	19,587
当期末残高	126,000	131,000	281	266	48,600	9,678	37,356	95,901	353,183

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	71,104	△ 45,762	25,341	358,937
当期変動額				
社員配当準備金の積立				△ 1,519
損失填補準備金の積立				
基金利息の支払				△ 5,499
当期純剰余				25,988
基金償却準備金の積立				
社員配当平衡積立金の積立				
土地再評価差額金の取崩				617
基金等以外の項目の 当期変動額（純額）	10,188	△ 617	9,570	9,570
当期変動額合計	10,188	△ 617	9,570	29,158
当期末残高	81,292	△ 46,380	34,912	388,095

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2018年5月16日

朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社

取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 木 村 修 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 臼 倉 健 司 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、保険業法第54条の4第2項第1号の規定に基づき、朝日生命保険相互会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの2017年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、基金等変動計算書及び注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの2017年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社等については、子会社等の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社等から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他相互会社及びその子会社等から成る企業グループの業務の適正を確保するために必要なものとして保険業法施行規則第23条の8に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（保険業法施行規則第27条の7各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び基金等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018 年 5 月 22 日

朝日生命保険相互会社 監査役会

監査役（常勤）染川 博行[㊞]

監査役（常勤）広坂 浩[㊞]

監査役 町田 幸雄[㊞]

監査役 関 忠行[㊞]

(注) 監査役 町田 幸雄及び監査役 関 忠行は、保険業法第 53 条の 5 第 3 項に定める社外監査役であります。

(注) 監査役 古河 潤之助は、2018 年 3 月 3 日死亡により退任いたしました。
なお、監査役会の定員につきましては、法令及び定款の規定を満たしております。

報告事項 2 相互会社制度運営報告の件

I. 総代の定数および総代の選出方法

1. 総代の定数

定款の定めにより、総代の任期は4年で、定数は150名としています。総代は、広く社員（ご契約者）全体の中から偏りなく選出することが必要であり、一方、会議体として総代会を運営する際には、総代と役員とが質疑応答を通して直接対話が可能な体制を整えることが必要です。当社の総代の定数は、こうした観点から適正な人数であると考えています。

2. 総代の選出方法

社員の中から総代会で選任された総代候補者選考委員で構成する総代候補者選考委員会が、総代候補者を選考して推薦に関する公告を行います。社員は、候補者の中に信任を可としない者がある場合、投票によってその意思を表明します。各候補者は、信任を可としない投票を行った社員の数が投票権を有する社員の10分の1に満たない場合に、総代として選出されます。

この方法は、全国の社員の中から地域、職業、年齢に偏りがないように総代を選出するために適していると考えています。また、全国各地で開催している「ご契約者懇談会」に出席いただいたご契約者から総代候補者を選考するなど、より幅広い社員各層からの選出に努めています。

II. 評議員会

評議員会は社員および学識経験者等によって構成され、社員から寄せられた会社経営に関するご意見・ご提言を審議するほか、取締役会が助言を求めた会社経営に関する事項について審議を行っています。

2017年度の評議員会は、以下のとおり開催され、活発な審議が行われました。

1. 第18回評議員会

(1)開催日 2017年6月9日（金）

(2)議 題

①2016年度決算について

②2016年度ご契約者懇談会開催結果について

③ご契約者懇談会の意見を踏まえた取締役会からの回付事項

「営業職員チャネルの強化に向けた朝日生命の取組みの検討状況
＜クオリティー“業界NO.1”の営業職員体制の構築＞」について

2. 第 19 回評議員会

(1)開催日 2017 年 12 月 8 日（金）

(2)議 題

①2017 年度第 2 四半期（上半期）報告について

②次期中期経営計画の基本的な考え方について

Ⅲ. ご契約者懇談会

広く全国各地のご契約者の皆様からご意見・ご要望を直接お伺いし、会社経営に反映させること、また、生命保険および当社に関する説明、報告を行うことにより、当社と生命保険についてより深くご理解いただくことを目的として 1975 年から開催しています。

2017 年度は、2017 年 12 月から 2018 年 2 月にかけて、全国 58 支社で開催し、74 名の総代を含む 1,170 名のご契約者にご出席いただき、「当社の事業活動や経営戦略」等について説明を行いました。

ご出席された方々よりいただいたご意見・ご要望につきましては、お客様サービスの改善等、お客様満足の向上のための取組みに反映させています。

総代会参考書類

議案および参考事項

決議事項

第1号議案 2017年度剰余金処分案承認の件

当期末処分剰余金は、373億5,687万7,662円となりました。

当期末処分剰余金に社員配当平衡積立金取崩額4億2,014万983円を加え、その合計である377億7,701万8,645円のうち、208億5,466万5,346円を剰余金処分額とし、169億2,235万3,299円を次期繰越剰余金とさせていただきたいと存じます。

剰余金処分額208億5,466万5,346円のうち、19億6,322万438円を社員配当準備金に繰り入れ、その残額の差引純剰余金188億9,144万4,908円につきましては、保険業法の規定に基づき損失填補準備金として2,500万円を積み立てるほか、基金利息として62億6,644万4,908円を充当し、任意積立金として基金償却準備金を126億円積み立てさせていただきたいと存じます。

2017年度 2017年4月1日から 2018年3月31日まで 剰余金処分案

(単位：円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 剰 余 金	37,356,877,662
任 意 積 立 金 取 崩 額	420,140,983
社 員 配 当 平 衡 積 立 金 取 崩 額	420,140,983
計	37,777,018,645
剰 余 金 処 分 額	20,854,665,346
社 員 配 当 準 備 金	1,963,220,438
差 引 純 剰 余 金	18,891,444,908
損 失 填 補 準 備 金	25,000,000
基 金 利 息	6,266,444,908
任 意 積 立 金	12,600,000,000
基 金 償 却 準 備 金	12,600,000,000
次 期 繰 越 剰 余 金	16,922,353,299

※ 基金利息：2018年度に到来する支払は2018年8月1日と2018年12月27日の2回となっております。2018年8月1日分の利率は2017年7月28日に確定しております。2018年12月27日分につきましては、利率の確定日が2018年7月30日のため、見積りによる金額を含んでおります。

第2号議案 社員配当金割当ての件

保険約款に社員配当金割当て規定のある保険契約に対して、2017年度決算にもとづく社員配当金は、その保険約款の定めるところにより、次のとおり割り当てたいと存じます。

I. 個人保険および個人年金保険

1. 通常配当

- (1) 個人保険および個人年金保険（ただし、5年ごと利差配当付個人保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、5年ごと利差配当付医療保険、利率変動積立型終身保険および利率変動型積立保険を除きます）

契約毎に次の ア. から カ. までの合計額とします（負値となる場合は零とします）。

ア. 利差配当

責任準備金^(注1)に別表1に定める利差配当率を乗じた額とします。

ただし、変額保険の特別勘定部分を除きます。

イ. 死差配当

別表2に定める額

ただし、変額保険および年金開始後の契約を除きます。

ウ. 費差配当

零とします。

エ. 災害関係特約（災害給付を組み込んだ保険種類を含みます。）に対する配当

別表3に定める額

オ. 疾病関係特約に対する配当

別表4に定める額

カ. その他の特約に対する配当

別表5に定める額

（注1）将来の保険金等の支払いに備えて、保険契約者が払い込む保険料の中から積み立てる準備金

(2) 5年ごと利差配当付個人保険、5年ごと利差配当付個人年金保険 および 5年ごと利差配当付医療保険

5年ごとの応当日が到来する契約および所定の年数を経過して消滅する契約については、契約日または直前の5年ごとの応当日以降、2017年度末までの各事業年度末に割振られた利差配当の合計額に所要の調整を行った額を割り当てます（負値となる場合は零とします）。

ただし、解約、減額等により消滅する契約については、この額に75%を乗じた額を割り当てます。

なお、2017年度決算にもとづく割振り額は、責任準備金（ただし5年ごと利差配当付医療保険のうち、無事故給付金のある契約については、当該部分を除いたもの、満了一時金付特定療養給付特約については、出産等に関する部分を考慮したものとし、）に別表1に定める利差配当率を乗じた額とします。

(3) 利率変動積立型終身保険および利率変動型積立保険

責任準備金に別表1に定める利差配当率を乗じた額とします。

2. 特 別 配 当

零とします。

II. 団体定期保険 および 総合福祉団体定期保険

1. 団体定期保険

被保険者数に応じて、死差益に14%から97%を乗じた額とします。ただし、加入率に応じて所定の配当率調整を行います。

団体定期保険年金払特約については零とします。

2. 総合福祉団体定期保険

被保険者数および収支状況に応じて、死差益に14%から98.7%を乗じた額とします。

総合福祉団体定期保険年金払特約については零とします。

III. 団体信用生命保険

被保険者数に応じて、死差益に10%から97%を乗じた額とします。

ただし、3大疾病保障特約が付加されている団体信用生命保険については「死亡・高度障害部分」と「死亡・高度障害・3大疾病部分」を区分して適用し、「死亡・高度障害部分」については死差益に10%から97%を乗じた額、「死亡・高度障害・3大疾病部分」については死差益に7%から85%を乗じた額とします。

IV. 団体終身保険

(約款の規定にもとづき、保険契約者が有する権利義務を個人扱被保険者に移行した契約)

次の1. および2. の合計額とします(負値となる場合は零とします)。

1. 責任準備金に利差配当率(1.25%－予定利率)を乗じた額とします。
2. 死差配当は零とします。

V. 心身障害者扶養者生命保険

次の1. および2. の合計額とします(負値となる場合は零とします)。

1. 経過保険料積立金^(注2)に利差配当率(1.50%－予定利率)を乗じた額とします。
2. 死差益に95%を乗じた額とします。

(注2) 保険年度における保険料積立金(責任準備金)の平均値

VI. 企業年金保険、新企業年金保険 および 拠出型企业年金保険

次の1. から5. の合計額とします(負値となる場合は零とします)。

1. 経過責任準備金^(注3)に利差配当率(0.75%－予定利率)を乗じた額とします。
2. 死差配当は被保険者数にかかわらず零とします。
3. 費差配当は被保険者数にかかわらず零とします。
4. 責任準備金関係損益に係る配当は零とします。
5. 特別配当は零とします。

(注3) 保険年度における責任準備金の平均値

VII. 勤労者財産形成給付金保険、勤労者財産形成貯蓄積立保険 および 財形住宅貯蓄積立保険

零とします。

VIII. 財形年金保険

1. 通常配当（利差配当）

- (1) 年金支払開始日以前の契約
零とします。
- (2) 年金支払開始日後の契約
零とします。

2. 特別配当

零とします。

IX. 財形年金積立保険

零とします。

X. 医療保障保険

1. 医療保障保険（個人型）

次の(1)および(2)の合計額とします。

- (1) 死亡保険金に死差配当率（年齢に応じて対10万円、1円から78円）を乗じた額
- (2) 災害入院に係わる部分について基準日額 1,000円につき 50円
疾病入院に係わる部分について基準日額 1,000円につき 90円から 590円

2. 医療保障保険（団体型）

被保険者数に応じて、死差益に25%から70%を乗じた額とします。

X I. 団体就業不能保障保険

被保険者数に応じて、死差益に10%から30%を乗じた額とします。

別表 1

利 差 配 当 率

対 象 契 約	利差配当率
予定利率 1.00%未満の契約	0.90%－予定利率
予定利率 1.00%以上の契約	1.20%－予定利率

ただし、下記の対象契約については、次のとおりとします。

対 象 契 約		利差配当率
普通養老保険	契約日が 1995 年 10 月 2 日以後の一時払契約	1. 20%－予定利率 (*)
個人年金保険	契約日が 1998 年 6 月 2 日以後の一時払契約	
新個人年金保険		
5 年ごと利差配当付新一時払個人年金保険		
年金開始後契約（個人年金保険、新個人年金保険および年金移行特約等）		
一時払退職後終身保険		
5 年ごと利差配当付普通終身保 険	契約日が 1998 年 6 月 2 日以後 2004 年 10 月 3 日以前の一時払契約	0%
	契約日が 2004 年 10 月 4 日以後の一時払契約	
利率変動積立型終身保険（第一保険期間）		
利率変動型積立保険		

(*) 予定利率1.20%未満の契約については零とします。

注．予定利率とは、保険料の計算に用いた利率であり、契約締結の時期、保険種類、保険料払込期間および保険期間によって異なります。

別表 2

死 差 配 当 額 (例 表)

(危険保険金 10 万円について、単位 ; 円)

契約締結時期		性別	年 齢						
			10 歳	20 歳	30 歳	40 歳	50 歳	60 歳	70 歳
1964 年 3 月 31 日以前		男性	99	237	357	419	736	1,530	3,240
		女性	102	289	383	469	883	2,090	4,705
1964 年 4 月 1 日以後 1969 年 5 月 31 日以前		男性	66	159	208	263	567	1,220	2,730
		女性	69	211	234	313	714	1,780	4,195
1969 年 6 月 1 日以後 1974 年 4 月 30 日以前		男性	76	108	102	186	439	995	2,545
		女性	79	160	128	236	586	1,560	4,010
1974 年 5 月 1 日以後 1976 年 3 月 1 日以前		男性	44	76	62	110	171	290	705
		女性	47	128	88	160	318	855	2,165
1976 年 3 月 2 日以後 1981 年 4 月 1 日以前		男性	44	76	62	110	171	290	705
		女性	47	98	88	105	158	410	970
1981 年 4 月 2 日以後 1985 年 4 月 1 日以前		男性	27	59	22	61	106	125	360
		女性	19	24	26	52	72	140	320
1985 年 4 月 2 日以後 1990 年 4 月 1 日以前		男性	12	38	6	30	103	103	103
		女性	5	15	5	30	37	37	37
1990 年 4 月 2 日以後 1996 年 4 月 1 日以前		男性	6	38	5	24	86	86	127
		女性	5	11	4	17	24	39	163
1996 年 4 月 2 日以後 1999 年 4 月 1 日以前	(転換契約以外)	男性	2	33	3	13	23	67	90
		女性	1	4	0	12	24	27	15
	(転換契約)	男性	1	29	0	9	15	67	90
		女性	1	3	0	8	23	16	0
1999 年 4 月 2 日以後 2007 年 4 月 1 日以前		男性	2	33	3	13	23	67	90
		女性	1	4	0	12	24	27	15
2007 年 4 月 2 日以後		男性	1	3	5	5	9	9	9
		女性	0	2	0	5	7	2	2

ただし、新こども保険、普通終身保険、普通養老保険については、次のとおりとします。

(危険保険金 10 万円について、単位 ; 円)

契約締結時期		性別	年 齢						
			10 歳	20 歳	30 歳	40 歳	50 歳	60 歳	70 歳
1964 年 3 月 31 日以前		男性	103	261	373	448	822	1, 530	3, 240
		女性	106	294	403	477	902	2, 090	4, 705
1964 年 4 月 1 日以後 1969 年 5 月 31 日以前		男性	70	183	224	292	653	1, 220	2, 730
		女性	73	216	254	321	733	1, 780	4, 195
1969 年 6 月 1 日以後 1974 年 4 月 30 日以前		男性	80	132	118	215	525	995	2, 545
		女性	83	165	148	244	605	1, 560	4, 010
1974 年 5 月 1 日以後 1976 年 3 月 1 日以前		男性	48	100	78	139	257	290	705
		女性	51	133	108	168	337	855	2, 165
1976 年 3 月 2 日以後 1981 年 4 月 1 日以前		男性	48	100	78	139	257	290	705
		女性	51	103	108	113	177	410	970
1981 年 4 月 2 日以後 1985 年 4 月 1 日以前		男性	31	83	38	90	192	192	360
		女性	23	29	46	60	91	140	320
1985 年 4 月 2 日以後 1990 年 4 月 1 日以前		男性	16	62	22	59	189	189	189
		女性	9	20	25	38	56	56	56
1990 年 4 月 2 日以後 1996 年 4 月 1 日以前		男性	10	62	21	53	172	172	172
		女性	9	16	24	25	43	43	163
1996 年 4 月 2 日以後 1999 年 4 月 1 日以前	(転換契約以外)	男性	6	57	19	42	109	121	121
		女性	5	9	11	20	43	49	49
	(転換契約)	男性	5	53	15	38	101	112	112
		女性	5	8	9	16	42	45	45
1999 年 4 月 2 日以後 2007 年 4 月 1 日以前		男性	6	57	19	42	109	121	121
		女性	5	9	11	20	43	49	49
2007 年 4 月 2 日以後		男性	5	27	21	34	95	107	107
		女性	4	7	14	13	26	31	31

注1. 危険保険金とは、保険金から責任準備金を控除した額です。

2. 年齢とは、前年度の契約応当日（普通定期保険集団扱特約付普通定期保険、一時払退職後終身保険、1995年4月2日以後の長期生活保障特約・個人年金保険・個人年金保険増額特約・新個人年金保険・新個人年金保険増額特約の年金開始後契約、年金保険、年金移行特約、夫婦年金移行特約、個人年金保険夫婦年金移行特約、介護保障移行特約 および 個人年金保険介護年金特約については当年度の契約応当日、団体終身保険（約款の規定に基づき、個人扱被保険者へと移行した契約）については当年度の個人扱移行応当日）における被保険者の年齢です。

3. 契約締結時期について、次のとおり読み替えます。

(1) 有期払込高保障終身保険については、「1976年3月2日以後1981年4月1日以前」とあるのを「1975年10月27日以後1981年4月1日以前」と読み替えます。

(2) 個人年金保険および個人年金保険増額特約については、「1981年4月2日以後1985年4月1日以前」とあるのを「1986年7月4日以前」と、「1985年4月2日以後1990年4月1日以前」とあるのを「1986年7月5日以後1990年4月1日以前」とそれぞれ読み替えます。

4. 特定疾病保障定期保険、特定疾病保障定期保険特約、特定疾病保障終身保険 および 特定疾病保障終身保険増額特約においては、上表にかかわらず、死差配当額を危険保険金10万円について次のとおりとします。

(1) 1996年4月1日以前の契約および1996年4月2日以後の配当回数2回目以後の契約

ア. 男性

20歳のとき5円、30歳のとき6円、40歳のとき18円、50歳のとき49円、60歳のとき104円、70歳のとき284円

イ. 女性

20歳のとき2円、30歳のとき6円、40歳のとき14円、50歳のとき43円、60歳のとき79円、70歳のとき191円

(2) 1996年4月2日以後の配当回数1回目の契約

ア. 男性

20歳のとき5円、30歳のとき6円、40歳のとき18円、50歳のとき49円、60歳のとき104円、70歳のとき284円

イ. 女性

20歳のとき2円、30歳のとき5円、40歳のとき14円、50歳のとき42円、60歳のとき78円、70歳のとき190円

5. 介護・特定疾病定期保険、介護・特定疾病定期保険特約 および 介護・特定疾病終身保険特約においては、上表にかかわらず、死差配当額を危険保険金10万円について次のとおりとします。

(1) 配当回数1回目の契約

ア. 男性

20歳のとき5円、30歳のとき6円、40歳のとき21円、50歳のとき51円、60歳のとき107円、70歳のとき293円

イ. 女性

20歳のとき2円、30歳のとき5円、40歳のとき14円、50歳のとき43円、60歳のとき82円、70歳のとき205円

(2) 配当回数2回目以後の契約

ア. 男性

20歳のとき5円、30歳のとき6円、40歳のとき21円、50歳のとき51円、60歳のとき107円、70歳のとき293円

イ. 女性

20歳のとき2円、30歳のとき6円、40歳のとき15円、50歳のとき44円、60歳のとき82円、70歳のとき206円

6. 新個人年金保険、新個人年金保険増額特約、および一時払退職後終身保険においては、上表にかかわらず、死差配当額を零とします。
7. 団体終身保険（約款の規定に基づき、個人扱被保険者へと移行した契約）においては上表にかかわらず、「1976年3月2日以後1981年4月1日以前」の男性の死差配当額とします。

別表 3 (1)

災害関係特約（災害給付を組み込んだ保険種類を含む）に対する配当額（1）

（災害保険金 10 万円について）

特 約 種 類		配 当 額	
		男性	女性
災害特約		120 円	135 円
災害保障特約、定期保険災害保障特約（総合） および 災害保障特約（総合）		128 円	165 円
交通災害保障特約		88 円	125 円
家族災害保障特約		118 円	
災害割増特約（1976 年 3 月 1 日以前）、 定期保険災害割増特約 および 災害倍額定期保険特約		53 円	67 円
災害割増特約（1976 年 3 月 2 日以後 1977 年 12 月 26 日以前）、 災害割増特約(52) および 災害割増特約(56)		24 円	38 円
災害割増特約(58)		8 円	12 円
災害割増特約(02)、災害割増特約(05)、災害割増特約(06) および 災害割増特約（1999 年 4 月 2 日以後）		3 円	
傷害特約(1977 年 12 月 26 日以前)、傷害特約(52)、傷害特約(56)、 こども傷害特約(53) および こども傷害特約(56)		27 円	46 円
家族傷害特約		20 円	
家族傷害特約(52) および 家族傷害特約(56)		28 円	22 円
傷害特約(58) および こども傷害特約(58)		9 円	15 円
家族傷害特約(58)		19 円	10 円
傷害特約(60)	本人型	9 円	15 円
	本人・妻子型	32 円	
	本人・妻型	18 円	
	本人・子型	23 円	29 円
傷害特約(02)、傷害特約(05) 傷害特約(06) および 傷害特約（1999 年 4 月 2 日以後）	本人型	5 円	
	本人・妻子型	14 円	
	本人・妻型	8 円	
	本人・子型	11 円	
こども傷害特約(02)、こども傷害特約(05)、こども傷害特約(06) および こども傷害特約（1999 年 4 月 2 日以後）		5 円	
家族収入保険（A）（*1）		128 円	165 円
高保障家族収入保険（*2）		128 円	165 円
貯蓄保険の災害部分		3 円	

（*1）は保険金 10 万円についての額とし、（*2）は満期保険金 10 万円についての額とします。

注．家族収入保険（A）にあっては年金原資 10 万円について、高保障家族収入保険にあっては定期保険部分の保険金 10 万円について、それぞれ男性 30 円、女性 45 円を上表の額に加えた額とします。

別表 3 (2)

災害関係特約（災害給付を組み込んだ保険種類を含む）に対する配当額（2）

（入院給付金日額 1,000 円について）

特 約 種 類		配 当 額	
		男性	女性
災害入院特約（1977 年 12 月 26 日以前）（*）		36 円	66 円
家族災害入院特約（*）		36 円	
災害入院特約(52)、災害入院特約(56)、 こども災害入院特約(53) および こども災害入院特約(56)		180 円	330 円
家族災害入院特約(52) および 家族災害入院特約(56)		250 円	200 円
災害入院特約(60)	本人型	180 円	330 円
	本人・妻子型	540 円	
	本人・妻型	230 円	
	本人・子型	490 円	640 円
災害入院特約(62)、災害入院特約(05)、 災害入院特約(06) および 災害入院特約（1999 年 4 月 2 日以後）	本人型	50 円	
	本人・妻子型	140 円	
	本人・妻型	80 円	
	本人・子型	110 円	
こども災害入院特約(62)、こども災害入院特約(05) こども災害入院特約(06) および こども災害入院特約（1999 年 4 月 2 日以後）		50 円	

（*）入院給付基準金額 10 万円についての額とします。

別表 4 (1)

疾病関係特約に対する配当額 (1)

(入院給付金日額 1,000 円について)

特 約 種 類			配 当 額	
			男性	女性
手術給付金付疾病入院特約（1976 年 3 月 1 日以前）（*）			15 円	
手術給付金付疾病入院特約 （1976 年 3 月 2 日以後 1977 年 12 月 26 日以前）（*）			20 円	
手術給付金付疾病入院特約(52) および 手術給付金付こども疾病入院特約(53)			100 円	
手術給付金付家族疾病入院特約(54)			140 円	80 円
手術給付金付疾病入院特約(56) および 普通定期保険手術給付金付疾病入院特約(59)	14 歳以下		200 円	
	15 歳以上 49 歳以下		300 円	
	50 歳以上		100 円	
手術給付金付こども疾病入院特約(56)			230 円	
手術給付金付家族疾病入院特約(56)	49 歳以下		360 円	180 円
	50 歳以上		240 円	
手術給付金付疾病入院特約(60)	本人型	14 歳以下	200 円	
		15 歳以上 49 歳以下	300 円	
		50 歳以上	100 円	
	本人・妻子型	49 歳以下	750 円	
		50 歳以上	430 円	
	本人・妻型	49 歳以下	480 円	
		50 歳以上	160 円	
	本人・子型	49 歳以下	570 円	
		50 歳以上	370 円	
手術給付金付こども疾病入院特約(62)、手術給付金付こども疾病入院特約(05)、手術給付金付こども疾病入院特約(06) および 手術給付金付こども疾病入院特約（1999 年 4 月 2 日以後）			120 円	
成人病入院特約（1977 年 12 月 26 日以前）（*）			4 円	
成人病入院特約(52)、成人病入院特約(56)			20 円	

(*) 入院給付基準金額 10 万円についての額とします。

別表 4 (2)

疾病関係特約に対する配当額 (2) (例表)

1. 手術給付金付疾病入院特約(62)、手術給付金付疾病入院特約(05)、
手術給付金付疾病入院特約(06)、手術給付金付疾病入院特約(1999年4月2日以後)、
普通定期保険手術給付金付疾病入院特約(62)、普通定期保険手術給付金付疾病入院特約(05)、
普通定期保険手術給付金付疾病入院特約(06)
および 普通定期保険手術給付金付疾病入院特約(1999年4月2日以後)

(入院給付金日額 1,000 円について)

型 \ 年齢	20 歳	30 歳	40 歳	50 歳	60 歳	70 歳
本人型	140 円	180 円	190 円	290 円	430 円	790 円
本人・妻子型	340 円	410 円	430 円	580 円	810 円	1,390 円
本人・妻型	220 円	290 円	310 円	460 円	690 円	1,270 円
本人・子型	260 円	300 円	310 円	410 円	550 円	910 円

2. 成人病入院特約(62)、成人病入院特約(05)、成人病入院特約(06)
および 成人病入院特約(1999年4月2日以後)

(入院給付金日額 1,000 円について)

年 齢	20 歳	30 歳	40 歳	50 歳	60 歳	70 歳
配当額	10 円	10 円	40 円	110 円	210 円	430 円

3. 女性入院特約(06)

(入院給付金日額 1,000 円について)

年 齢	20 歳	30 歳	40 歳	50 歳	60 歳	70 歳
配当額	40 円	80 円	100 円	100 円	150 円	260 円

別表 5

その他の特約に対する配当額（例表）

1. こども通院特約(08) および こども通院特約 の配当額

入院給付金日額 1,000 円について 配当額 80 円

2. 通院特約(05)、通院特約(06) および 通院特約 の配当額（例表）

（入院給付金日額 1,000 円について）

型 \ 年齢	20 歳	30 歳	40 歳	50 歳	60 歳	70 歳
本人型	60 円	60 円	80 円	140 円	230 円	460 円
本人・妻子型	170 円	170 円	200 円	300 円	440 円	810 円
本人・妻型	90 円	90 円	120 円	220 円	360 円	730 円
本人・子型	140 円	140 円	160 円	220 円	310 円	540 円

3. 長期入院特約(07) および 長期入院特約 の配当額（例表）

（入院給付金日額 1,000 円について）

型 \ 年齢	20 歳	30 歳	40 歳	50 歳	60 歳	70 歳
本人型	20 円	50 円	60 円	90 円	150 円	330 円
本人・妻子型	40 円	80 円	100 円	140 円	240 円	530 円
本人・妻型	30 円	70 円	90 円	130 円	230 円	520 円
本人・子型	30 円	60 円	70 円	100 円	160 円	340 円

第3号議案 評議員 11 名選任の件

今回の定時総代会終結の時をもって、評議員全員の任期が満了しますので、これに伴い、評議員 11 名の選任をお願いするものであります。

評議員候補者は次のとおりであります。

評 議 員 候 補 者

(敬称略・五十音順)

氏 名	主 た る 職 業	備 考
魚 谷 雅 彦	株式会社資生堂 社長	重 任
岡 本 一 郎	日本軽金属ホールディングス株式会社 社長	重 任
亀 井 淳	株式会社イトーヨーカ堂 顧問	新 任
郡 昭 夫	株式会社 A D E K A 社長	重 任
小 室 淑 恵	株式会社ワーク・ライフバランス 社長	重 任
杉 谷 陽 子	上智大学 経済学部 准教授	重 任
角 田 大 憲	弁護士	重 任
西 野 和 美	一橋大学大学院 経営管理研究科 准教授	重 任
水 野 正 人	ミズノ株式会社 相談役会長	重 任
宮 川 尚 久	古河機械金属株式会社 社長	重 任
宮 村 百合子	税理士	重 任

(主たる職業は 2018 年 5 月 22 日現在)

第4号議案 取締役11名選任の件

今回の定時総代会終結の時をもって、取締役全員の任期が満了しますので、これに伴い、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、指名・報酬委員会の審議を経ております。

取 締 役 候 補 者

【再任】

氏 名 (生 年 月 日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況
佐 藤 美 樹 (1949年12月5日生)	代 表 取 締 役 会 長	1972年4月 当社入社 2003年4月 執行役員 2004年4月 常務執行役員 2004年7月 取締役常務執行役員 2008年7月 代表取締役社長 2017年4月 代表取締役会長（現任） ＜重要な兼職の状況＞ 横浜ゴム株式会社 社外監査役 株式会社ADEKA 社外監査役 富士電機株式会社 社外監査役 富士急行株式会社 社外取締役
【取締役候補者とした理由】 佐藤美樹氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において営業企画、経理、経営企画等の様々な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、2004年に取締役に就任してからは当社の経営に参画・貢献しており、さらに、2008年からは代表取締役として経営の指揮をとる等、当社経営者として豊富な経験と実績を有しております。 これらの経験および実績等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であると判断し、取締役候補者としております。		

氏 名 (生 年 月 日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況
木 村 博 紀 (1962 年 1 月 19 日生)	代 表 取 締 役 社 長	1984 年 4 月 当社入社 2012 年 4 月 執行役員 2013 年 7 月 取締役執行役員 2015 年 4 月 取締役常務執行役員 2017 年 4 月 代表取締役社長（現任） ＜重要な兼職の状況＞ 関東電化工業株式会社 社外監査役 日本ピストンリング株式会社 社外監査役
【取締役候補者とした理由】 木村博紀氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において資産運用企画、経理、経営企画等の様々な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、2013 年に取締役に就任してからは当社の経営に参画・貢献しており、さらに、2017 年には代表取締役に就任し経営の指揮をとる等、当社経営者として豊富な経験と実績を有しております。 これらの経験および実績等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であると判断し、取締役候補者としております。		

氏 名 (生 年 月 日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況
菊 池 達 也 (1959 年 7 月 15 日生)	取 締 役 専 務 執 行 役 員 営 業 総 局 長 兼 特命首都圏強化担当 営 業 管 理 部 営 業 職 員 体 制 強 化 部 担 当	1984 年 4 月 当社入社 2011 年 4 月 執行役員 2014 年 7 月 取締役執行役員 2016 年 4 月 取締役常務執行役員 2018 年 4 月 取締役専務執行役員（現任） ＜重要な兼職の状況＞ ニチモウ株式会社 社外取締役
【取締役候補者とした理由】 菊池達也氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において支社長や、営業企画、経営企画、人事等の様々な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、2014 年に取締役に就任してからは当社の経営に参画・貢献しており、豊富な経験と実績を有しております。現在は、営業総局長として、営業面における目標達成に向けた取組みを推進しております。 これらの経験および実績等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であると判断し、取締役候補者としております。		

氏 名 (生 年 月 日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況
多々良 裕 志 (1960 年 8 月 5 日生)	取 締 役 常 務 執 行 役 員 本 社 営 業 本 部 長	1983 年 4 月 当社入社 2012 年 4 月 執行役員 2015 年 4 月 常務執行役員 2016 年 7 月 取締役常務執行役員（現任） <重要な兼職の状況> 第一工業製薬株式会社 社外取締役

【取締役候補者とした理由】

多々良裕志氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において支社長や営業推進、営業職員体制強化等の様々な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、2016 年に取締役に就任してからは当社の経営に参画・貢献しており、豊富な経験と実績を有しております。現在は、本社営業本部長として、ホールセール業績拡大に向けた取組みを推進しております。これらの経験および実績等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であると判断し、取締役候補者としております。

氏 名 (生 年 月 日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況
井 口 泰 広 (1962 年 3 月 15 日生)	取 締 役 常 務 執 行 役 員 リ ス ク 管 理 統 括 部 コンプライアンス統括部 担 当	1984 年 4 月 当社入社 2012 年 4 月 執行役員 2016 年 7 月 取締役執行役員 2017 年 4 月 取締役常務執行役員（現任） <重要な兼職の状況> 黒田精工株式会社 社外監査役 株式会社白洋舎 社外取締役

【取締役候補者とした理由】

井口泰広氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において人事、リスク管理、経営企画、代理店事業等の様々な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、2016 年に取締役に就任してからは当社の経営に参画・貢献しており、豊富な経験と実績を有しております。現在は、リスク管理部門の担当執行役員として、リスク管理の強化を推進しております。これらの経験および実績等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であると判断し、取締役候補者としております。

氏 名 (生 年 月 日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況
藤 岡 通 浩 (1962 年 3 月 14 日生)	取 締 役 常 務 執 行 役 員 資 産 運 用 企 画 部 証 券 投 資 部 投 資 調 査 部 担 当	1985 年 4 月 当社入社 2015 年 4 月 執行役員 2017 年 7 月 取締役執行役員 2018 年 4 月 取締役常務執行役員（現任）
【取締役候補者とした理由】 藤岡通浩氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において営業所長や資産運用、リスク管理等の様々な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、2017 年に取締役に就任してからは当社の経営に参画・貢献しており、豊富な経験と実績を有しております。現在は、資産運用部門の担当執行役員として、資産運用収益の拡大に向けた取組みを推進しております。 これらの経験および実績等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であると判断し、取締役候補者としております。		

氏 名 (生 年 月 日)	当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当	略 歴 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
大 矢 和 子 (1950 年 9 月 5 日 生)	取 締 役	1973 年 4 月 株式会社資生堂入社 2001 年 6 月 同社執行役員 2007 年 4 月 同社顧問 2007 年 6 月 同社監査役 2011 年 5 月 公益財団法人資生堂社会 福祉事業財団理事長 (現任) 2011 年 6 月 株式会社資生堂顧問 2013 年 7 月 当社取締役 (現任) < 重要な兼職の状況 > 公益財団法人資生堂社会福祉事業財団 理事長 株式会社エムティーアイ 社外監査役 株式会社イオンファンタジー 社外取締役 株式会社ミライト 社外監査役
【取締役候補者とした理由】 大矢和子氏は、社外取締役候補者です。 同氏は、公益財団法人資生堂社会福祉事業財団理事長のほか、株式会社エムティーアイや株式会社イオンファンタジー、株式会社ミライト等で社外役員を務める等、企業経営者として、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる見識および経験を有しております。 また、2013 年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から経営に対する監督・チェックや助言等により取締役会の機能強化が期待されると判断し、社外取締役候補者としております。 なお、同氏は、当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める社外役員の独立性判断基準を満たしております。		

氏 名 (生 年 月 日)	当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当	略 歴 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
塚 本 隆 史 (1950 年 8 月 2 日 生)	取 締 役	1974 年 4 月 株式会社第一勧業銀行入行 2002 年 4 月 株式会社みずほコーポレート銀行 執行役員 2003 年 3 月 株式会社みずほフィナンシャル グループ 常務執行役員 2004 年 4 月 株式会社みずほコーポレート銀行 常務執行役員 2006 年 3 月 同行常務取締役 2007 年 4 月 同行取締役副頭取 2008 年 4 月 株式会社みずほフィナンシャル グループ 副社長執行役員 2008 年 6 月 同社取締役副社長 2009 年 4 月 同社取締役社長 2011 年 6 月 株式会社みずほ銀行 取締役頭取 株式会社みずほフィナンシャル グループ 取締役会長 2013 年 4 月 株式会社みずほコーポレート銀行 取締役 2013 年 7 月 株式会社みずほ銀行 取締役会長 2014 年 4 月 みずほフィナンシャルグループ 常任顧問 2016 年 7 月 当社取締役（現任） 2017 年 4 月 みずほフィナンシャルグループ 名誉顧問（現任） ＜重要な兼職の状況＞ みずほフィナンシャルグループ 名誉顧問 イオン株式会社 社外取締役 古河電気工業株式会社 社外監査役 株式会社インターネットイニシアティブ 社外取締役

【取締役候補者とした理由】

塚本隆史氏は、社外取締役候補者です。

同氏は、株式会社みずほフィナンシャルグループ等の経営者として豊富な経験と実績があり、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる見識および経験を有しております。

また、2016 年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から経営に対する監督・チェックや助言等により取締役会の機能強化が期待されると判断し、社外取締役候補者としております。

なお、同氏は、当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める社外役員の独立性判断基準を満たしております。

氏 名 (生 年 月 日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況
渡 邊 健 二 (1950 年 2 月 3 日生)	取 締 役	1972 年 4 月 日本通運株式会社入社 2005 年 5 月 同社執行役員 第 9 ブロック地域総括 兼大阪支店長 2005 年 6 月 同社取締役執行役員 第 9 ブロック地域総括 兼大阪支店長 2007 年 5 月 同社取締役専務執行役員 首都圏ブロック地域総括 兼東京支店長 2009 年 5 月 同社代表取締役副社長 副社長執行役員 2011 年 6 月 同社代表取締役社長 社長執行役員 2017 年 5 月 同社代表取締役会長（現任） 2017 年 7 月 当社取締役（現任） ＜重要な兼職の状況＞ 日本通運株式会社 代表取締役会長
【取締役候補者とした理由】 渡邊健二氏は、社外取締役候補者です。 同氏は、日本通運株式会社の経営者として豊富な経験と実績があり、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる見識および経験を有しております。 また、2017 年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から経営に対する監督・チェックや助言等により取締役会の機能強化が期待されると判断し、社外取締役候補者としております。 なお、同氏は、当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める社外役員の独立性判断基準を満たしております。		

【新任】

氏 名 (生 年 月 日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況
元 田 亮 一 (1962 年 10 月 14 日生)	執 行 役 員 総 務 部 人 事 部 人 事 総 務 部 担 当	1986 年 4 月 当社入社 1991 年 4 月 北九州支社行橋営業所長 1998 年 10 月 福島支社福島営業部長 2003 年 4 月 福岡支社業務課長 2006 年 4 月 総務人事統括部門 人事総務ユニット ゼネラルマネージャー 2010 年 4 月 熊本支社長 2013 年 4 月 船橋支社長 (ブロック支社長) 2015 年 4 月 執行役員 横浜統括支社長 2018 年 4 月 執行役員 総務部 人事部 人事総務部 担当 (現任)
【取締役候補者とした理由】 元田亮一氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において支社長や人事部門等の様々な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。現在は、総務人事部門の担当執行役員として、女性の活躍推進や働き方改革等を推進しております。 これらの経験および実績等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であると判断し、新たに取締役候補者としております。		

氏 名 (生 年 月 日)	当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当	略 歴 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
石 島 健 一 郎 (1963 年 10 月 8 日 生)	執 行 役 員 経 営 企 画 部 調 査 広 報 部 主 計 部 担 当	1988 年 4 月 当 社 入 社 2011 年 4 月 経 営 企 画 統 括 部 門 経 営 企 画 ユ ニ ッ ト ゼ ネ ラ ル マ ネ ー ジ ャ ー 2015 年 4 月 代 理 店 事 業 本 部 代 理 店 事 業 部 長 2017 年 4 月 執 行 役 員 代 理 店 事 業 本 部 長 2018 年 4 月 執 行 役 員 経 営 企 画 部 調 査 広 報 部 主 計 部 担 当 (現 任)
【取締役候補者とした理由】 石島健一郎氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において経営企画や代理店事業等の様々な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。現在は、経営企画部門の担当執行役員として、収益目標や中期経営計画の達成に向けた取組みを推進しております。 これらの経験および実績等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であると判断し、新たに取締役候補者としております。		

注

1. 「当社における地位および担当、略歴、重要な兼職」は、2018 年 5 月 22 日現在であります。
2. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
 - (1) 大矢和子氏
 - ① 同氏の社外取締役の在任期間は、本定時総代会終結の時をもって 5 年であります。
 - (2) 塚本隆史氏
 - ① 同氏は、過去 5 年以内に当社の特定関係事業者（主要な取引先）である株式会社みずほフィナンシャルグループおよび株式会社みずほ銀行の業務執行者を務めておりました。
 - ② 同氏は、過去 2 年以内に当社の特定関係事業者（主要な取引先）である株式会社みずほフィナンシャルグループおよび株式会社みずほ銀行より、常任顧問または名誉顧問としての報酬を受けていました。また、現在、株式会社みずほフィナンシャルグループから名誉顧問としての報酬を受けています。
 - ③ 同氏の社外取締役の在任期間は、本定時総代会終結の時をもって 2 年であります。
 - (3) 渡邊健二氏
 - ① 当社は、同氏が代表取締役会長を務める日本通運株式会社に対して資金の貸付けを行っております。また、当社は同社から基金の拠出を受けております。
 - ② 同氏の社外取締役の在任期間は、本定時総代会終結の時をもって 1 年であります。
 - (4) 大矢和子氏、塚本隆史氏、渡邊健二氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は各氏との間で、責任限度額を 300 万円または保険業法第 53 条の 36 で準用する会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
3. 当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める社外役員の独立性判断基準は、以下のとおりであります。
 - (1) 直近 3 事業年度において、当社を主要な取引先とする会社等の業務執行者または当社の主要な取引先の業務執行者でないこと
 - (2) 直近 3 事業年度において、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、または法律専門家でないこと
 - (3) 直近 3 事業年度において、前各号に掲げる者の近親者でないこと

第5号議案 監査役2名選任の件

今回の定時総代会終結の時をもって監査役1名の任期が満了しますこと、ならびに、昨事業年度中に監査役1名が死亡により退任しましたことに伴い、監査役2名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者

【再任】

氏 名 (生 年 月 日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況
町 田 幸 雄 (1942年7月3日生)	監 査 役	1969年4月 検事任官 東京地方検察庁 1981年4月 司法研修所教官 1991年4月 東京高等検察庁 1994年4月 東京国税不服審判所所長 1995年7月 最高検察庁 1999年8月 法務省入国管理局局長 2001年7月 最高検察庁刑事部長 2002年6月 公安調査庁長官 2004年1月 仙台高等検察庁検事長 2004年12月 最高検察庁次長検事 2005年7月 検事退官 2005年9月 第一東京弁護士会登録 西村ときわ法律事務所入所 (現 弁護士法人西村あさひ法律事務所) 2006年7月 当社監査役(現任) 2012年8月 町田幸雄法律事務所開設 弁護士(現任) <重要な兼職の状況> 町田幸雄法律事務所 弁護士 株式会社みずほ銀行 社外取締役 鹿島建設株式会社 社外監査役

【監査役候補者とした理由】

町田幸雄氏は、社外監査役候補者です。

同氏は、法曹としての豊富な経験と実績があり、当社の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

また、2006年より当社社外監査役に在任しており、引き続き独立した立場から当社の取締役の職務の執行を監査することにより、当社の健全かつ適切な運営を確保することが可能となると判断し、社外監査役候補者としております。

なお、同氏は、当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める社外役員の独立性判断基準を満たしております。

【新任】

氏 名 (生 年 月 日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況
柴 田 光 義 (1953年11月5日生)	—	1977年4月 古河電気工業株式会社入社 2008年6月 同社執行役員 経営企画室長 2009年6月 同社執行役員常務 金属カンパニー長 2010年6月 同社取締役兼執行役員常務 金属カンパニー長 2012年4月 同社代表取締役社長 2017年4月 同社取締役会長（現任） ＜重要な兼職の状況＞ 古河電気工業株式会社 取締役会長

【監査役候補者とした理由】

柴田光義氏は、社外監査役候補者です。

同氏は、古河電気工業株式会社の経営者として豊富な経験と実績があり、当社の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

これらの経験および実績等を総合的に勘案し、独立した立場から当社の取締役の職務の執行を監査することにより当社の健全かつ適切な運営を確保することが可能となると判断し、新たに社外監査役候補者としております。

なお、同氏は、当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める社外役員の独立性判断基準を満たしております。

注

1. 「当社における地位および担当、略歴、重要な兼職」は、2018年5月22日現在であります。
なお、「重要な兼職」についての就任の予定は、以下のとおりであります。
柴田光義氏：いすゞ自動車株式会社 社外取締役（2018年6月28日就任予定）
東武鉄道株式会社 社外取締役（2018年6月22日就任予定）
2. 社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
 - (1) 町田幸雄氏
 - ① 同氏は、過去5年以内に、当社の特定関係事業者（主要な取引先）である株式会社みずほ銀行の社外取締役（監査等委員）を務めており、現在も務めております。また、同氏は、過去2年以内に、同社より報酬を受けており、現在も受けています。
 - ② 同氏が社外監査役を務める鹿島建設株式会社において、2018年3月、東海旅客鉄道株式会社が発注する中央新幹線に係る建設工事の独占禁止法違反容疑で、同社および同社社員1名が起訴されました。
同氏は、事前には当該事案を認識しておりませんでした。日頃から、同社監査役会等においてコンプライアンスの重要性と法規法令遵守の徹底について意見表明を行っております。当該事案の容疑を知り得た後においては事実関係の調査を要請するとともに、同社グループ全体のコンプライアンス体制の一層の整備と活動の推進等について意見表明を行うなど、その職責を果たしております。
 - ③ 同氏の社外監査役の在任期間は、本定時総代会の終結の時をもって12年であります。
 - (2) 柴田光義氏
 - ① 同氏が取締役を務める古河電気工業株式会社において、次の事実がありました。
 - ・ 自動車用ワイヤハーネス製品取引に係る競合他社とのカルテルに関し、同社および同社の子会社である古河A S株式会社が欧州委員会より2013年7月に402万ユーロの制裁金を課す決定を受けました。
 - ・ 東京電力株式会社が発注する架空送電工事に関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会より2013年12月に排除措置命令および2,235万円の課徴金納付命令を受けました。また、関西電力株式会社に関する同様の取引に関して、公正取引委員会より2014年1月に排除措置命令および90万円の課徴金納付命令を受けました。
 - ・ 電力ケーブル事業に関する競争法違反行為があったとして、欧州委員会より2014年4月に886万ユーロの制裁金を課す決定を受けました。また、同違反行為に関し、欧州委員会より株式会社フジクラおよび株式会社ビスキャス（古河電気工業株式会社および株式会社フジクラの持分法適用会社）の連帯責任として、3,499万ユーロの制裁金を課す決定を受けました。なお、古河電気工業株式会社は、本決定に対して、制裁金の取消または減額を求め欧州普通裁判所に提訴しております。
 - ・ 自動車用部品取引に係るカルテルに関し、2014年8月に中華人民共和国において独占禁止法違反により3,456万円の制裁金を課す決定を受けました。同氏は、上記事実の判明時までこれらの事実を認識しておりませんでした。その後、コンプライアンスはあらゆる事業活動の前提であるとの認識のもと、社外有識者を中心とした第三者調査委員会による再発防止策提言を含む報告書にもとづき、法令遵守、企業倫理のさらなる徹底を図るとともに、このような問題の発生を防止するための社内ルール、手続きの制定・改善や、法令遵守教育の徹底、内部監査部門によるモニタリングの強化など再発防止策を実施しております。また、こうした活動を継続することにより、コンプライアンスの徹底を図っております。
 - (3) 町田幸雄氏は、現在、当社の社外監査役であり、当社は同氏との間で、責任限度額を300万円または保険業法第53条の36で準用する会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。また、柴田光義氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める社外役員の独立性判断基準は、以下のとおりであります。
 - (1) 直近3事業年度において、当社を主要な取引先とする会社等の業務執行者または当社の主要な取引先の業務執行者でないこと
 - (2) 直近3事業年度において、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、または法律専門家でないこと
 - (3) 直近3事業年度において、前各号に掲げる者の近親者でないこと